

平成21年度 業務報告



独立行政法人
農林水産消費安全技術センター

は し が き

農林水産消費安全技術センター（Food and Agricultural Materials Inspection Center。略称「FAMIC」）は、農林水産行政と密接に連携しつつ、科学的手法による肥料、飼料及び農薬の安全性、食品等の品質・表示等に係る検査・分析を一体的に実施し、農場から食卓までのフードチェーンを通じた食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命としています。

このため、FAMICでは、「①食品や生産資材の検査・分析を法令に基づいて的確に実施します。②検査・分析で得た情報をもとに、食の安全などに関する情報を分かりやすく提供します。また、法令遵守を徹底し、高い使命感と倫理観を持って行動します。」との行動理念の下に役職員一同高い使命感を持って、分析における精度管理や分析方法の妥当性確認の的確な実施、科学技術の進歩に対応した新たな検査・分析技術の開発・導入や検査職員の教育訓練による技術水準の向上など、検査・分析能力とその信頼性の向上に努め、国民の皆様に一層質の高いサービスを提供すべく取り組んでいます。

平成21年度は、5月に議員立法により農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）が改正され、原産地表示の偽装に対する直罰規定等を導入するとともに、9月の消費者庁設置及びそれに伴うJAS法改正により、品質表示基準の制定・改正や不適正表示に対する指示に従わない事業者への命令は内閣総理大臣が行うことになる等、FAMICの食品表示監視業務に密接に関係する制度の改正が行われました。また、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）が施行され、関連事業者に対するFAMICの立入検査等の業務が新たに始まりました。

このような中、中期目標・計画に基づいた業務を計画通りに遂行するとともに、ペットフード安全法に基づき、農林水産大臣の指示を受けて愛がん動物用飼料の製造事業場に対する立入検査等を行いました。また、はちみつやそばを始めとする食品の偽装表示やJASマークの不正使用等の事案については、農林水産省や地方自治体と協力して立入検査等を行うなど、関係機関との連携の下に的確に対応しました。

この他、近年増産が期待される飼料用米について、農林水産省の依頼を受け、残留農薬のリスク管理に資するデータを収集するための各種試験の設計等に関する技術支援を適切に行いました。

平成21年度はFAMIC発足3年目となり、食品・肥飼料・農薬の各部門がもつ技術力やマンパワーを集結して総合力を発揮しつつ、効率的かつ効果的に業務を推進し、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果は、総合評価でA評価をいただきました。

本書は、FAMICの平成21年度の業務実績全体を整理したものであり、関係者のお役にたてば幸いです。

平成22年12月

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
理事長 吉羽 雅昭

目 次

はしがき

I 総説

1	業務の目的及び内容	1
2	各事務所の所在地	2
3	資本金の総額及び政府の出資額	2
4	役員	2
5	常勤職員数	2
6	沿革	3
7	設立根拠法	4
8	主務大臣	4
9	組織図	4

II 業務の内容及び実績

1	平成21年度のFAMICを巡る情勢とFAMICの対応の概要	6
2	肥料関係業務	
(1)	肥料の登録及び仮登録の申請に係る調査	8
(2)	肥料の立入検査	9
(3)	肥料公定規格の設定等に関する調査	10
(4)	大臣等確認検査	10
(5)	標準試料の作成及び配布	11
3	農薬関係業務	
(1)	農薬の登録検査	12
(2)	農薬GMP制度に基づく査察	12
(3)	農薬の立入検査	13
(4)	農薬登録検査に係る関連業務	14
(参考1)	平成21農薬年度における農薬登録の概要取りまとめ	15
(参考2)	農薬行政の動き	19
4	飼料及び飼料添加物関係業務	
(1)	飼料安全法に基づく立入検査	20
(2)	ペットフード安全法に基づく立入検査	21
(3)	特定添加物の検定に関する業務	22
(4)	登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導	23
(5)	「製造業者専用」表示の承認に係る検査	23
(6)	飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査等	23
(7)	抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査	24
(8)	大臣等確認検査	24
(9)	モニタリング検査	25
(10)	飼料及び飼料添加物の検査分析法の開発等	25
(11)	標準製剤等の配布	25

5	土壌改良資材関係業務	
(1)	土壌改良資材の立入検査	26
6	農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務	
(1)	食品表示の監視	27
(2)	登録認定機関、認定事業者等に対する指導・監督	29
(3)	農林物資等の立入検査等	31
(4)	J A S規格及び品質表示基準の見直し等	32
7	リスク管理に資するための有害物質の分析業務	34
8	国際関係業務	
(1)	I S Oの国内審議団体としての活動	35
(2)	農薬の登録制度の国際調和、国際残留基準の設定への対応	36
(3)	農林物資の品質等に関する国際食品規格（C o d e x）への対応	36
(4)	国際協力	36
(5)	O I Eコラボレーティング・センターとしての飼料安全に関する 情報収集・発信	37
9	カルタヘナ担保法関係業務	38
10	依頼検査	38
11	食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	
(1)	プロジェクトチームの設置	39
(2)	緊急時の対応	39
12	情報提供業務	
(1)	ホームページ、メールマガジン、広報誌	40
(2)	相談業務	41
(3)	講習会・研修会	42
13	調査研究業務	43

I 総説

1 業務の目的及び内容

(1) 業務の目的

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）は、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年12月22日法律第183号）第3条）

(2) 業務の内容

① FAMICは、(1)の目的を達成するため、次の業務を行う。

ア 農林水産物、飲食料品（酒類を除く。以下同じ。）及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。

イ アに掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。

ウ 日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査を行うこと。

エ 日本農林規格による農林物資の格付（格付の表示を含む。）に関する技術上の調査及び指導を行うこと。

オ ウに規定する農林物資の品質管理及び品質に関する表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。

カ エ及びオに掲げるもののほか、ウに規定する農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。

キ 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査を行うこと。

ク 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。

ケ 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。

コ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。

サ アからコの業務に附帯する業務を行うこと。

② FAMICは、①の業務のほか、次の業務を行う。

ア 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の9第2項第6号の規定による検査並びに同法第20条の2第1項から第3項までの規定による立入検査

イ 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条の2第1項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第33条の3第2項の規定による立入検査及び質問

ウ 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第13条の2第1項の規定による集取及び立入検査並びに同法第15条の3第2項の規定による立入検査

エ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第57条第1項の規定による立入検査、質問及び収去

オ 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）第13条第1項の規定による立入検査、質問及び集取

カ 地力増進法（昭和59年法律第34号）第17条第1項の規定による立入検査

キ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去

2 各事務所の所在地

(1) 主たる事務所

本 部：さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
農薬検査部：小平市鈴木町2-772
横浜事務所：横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

(2) 従たる事務所

札幌センター：札幌市中央区大通西10-4-1 札幌第2合同庁舎
小樽事務所：小樽市港町5-3 小樽港湾合同庁舎
仙台センター：仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎
名古屋センター：名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館
神戸センター：神戸市中央区港島南町1-3-7
福岡センター：福岡市東区千早3-11-15
門司事務所：北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎
注 札幌センター小樽事務所は、平成22年3月末日で廃止し、その機能を札幌市に移転した。

3 資本金の総額及び政府の出資額 (単位：百万円)

項目	年度
	平成21年度
政府出資金	10,386
その他出資金	—
資本金合計	10,386

注 各計数は単位未満を四捨五入して記載している。

4 役員

(平成22年3月31日現在)

役職名	氏名	任期	担当
理事長	吉羽雅昭	平成20年4月1日から平成23年3月31日まで	
理事	戸谷 亨	平成21年4月1日から平成23年3月31日まで (再任)	総合調整・食品等検査
	杉浦勝明	平成21年4月1日から平成23年3月31日まで (再任)	評価・肥飼料検査
	阪本 剛	平成21年4月1日から平成23年3月31日まで (再任)	農薬検査
監事	小山武文	平成21年4月1日から平成23年3月31日まで	
	碓井憲男(非常勤)	平成21年4月1日から平成23年3月31日まで (再任)	

5 常勤職員数

664人(平成22年3月31日現在)

6 沿革

西暦	旧農林水産消費技術センター	旧 肥 飼 料 検 査 所	旧 農 薬 検 査 所
1899		<ul style="list-style-type: none"> ・「肥料取締法」制定(明治32年) ・各地方庁に肥料検査官吏を置き肥料検査業務を開始(明治32年) ・肥料検査所の設置(昭和22年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林省農薬検査所設置(昭和22年・北区西ヶ原)
1947			<ul style="list-style-type: none"> ・「農薬取締法」制定、農薬の登録検査を開始(昭和23年)
1948	<ul style="list-style-type: none"> ・「輸出品取締法」制定(昭和23年) 		<ul style="list-style-type: none"> ・北多摩郡小平町(現小平市)に生物課が移転(昭和23年)。(以降、昭和30年化学課、昭和32年に総務課が移転して移転完了)
1949	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出食料品検査所、輸出農林水産物検査所が設置され、農林畜水産物の輸出検査を開始(昭和24年) 		
1950		<ul style="list-style-type: none"> ・「肥料取締法」全面改正(昭和25年) 	
1951	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出食料品検査所、輸出農林水産物検査所が合併し輸出品検査所となる(昭和26年) 		
1953		<ul style="list-style-type: none"> ・「飼料の品質の改善に関する法律」制定(昭和28年) ・畜産局飼料課分室(分析機関)を設置(昭和28年) ・飼料検査業務を開始(昭和29年) 	
1954			
1957	<ul style="list-style-type: none"> ・「輸出品取締法」に変わり「輸出検査法」制定(昭和32年) 		
1960		<ul style="list-style-type: none"> ・飼料検査所を設置(昭和35年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・水産動植物の被害防止と植物成長調整剤を取締対象とするため「農薬取締法」改正(昭和38年)
1963		<ul style="list-style-type: none"> ・肥料検査所と飼料検査所が統合して肥料検査所となる(昭和38年) 	
1970	<ul style="list-style-type: none"> ・「農林物資規格法」が「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)」に改正され、JAS業務が主体になる(昭和45年) 		
1971			<ul style="list-style-type: none"> ・農薬の毒性及び残留性に対応するため「農薬取締法」改正(昭和46年)
1972	<ul style="list-style-type: none"> ・農林規格検査所と改称(昭和47年) 		
1975		<ul style="list-style-type: none"> ・「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼料安全法)」に改正(昭和50年) 	
1976	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談窓口を設置(昭和51年) 		
1980	<ul style="list-style-type: none"> ・生糸検査所を統合(昭和55年) 		
1982	<ul style="list-style-type: none"> ・企業相談窓口を設置(昭和57年) 		
1984			<ul style="list-style-type: none"> ・OECD協定の一環として、農薬GLP制度を導入、試験施設への査察業務を開始(昭和59年)
1985		<ul style="list-style-type: none"> ・「地力増進法」施行、土壌改良資材の検査を開始(昭和60年) 	
1990	<ul style="list-style-type: none"> ・微量物質等の分析業務を開始(平成2年) 		
1991	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産消費技術センターに改組(平成3年) 		
1997	<ul style="list-style-type: none"> ・「輸出検査法」廃止(平成9年) 		
1999		<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥肥料等が県への届出制から国への登録制へ改正(平成11年) 	
2000	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人農林水産消費技術センター法(センター法)」制定(平成11年) ・「改正JAS法」施行、登録認定機関制度と横断的品質表示基準を整備(平成12年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人肥料検査所法」制定(平成11年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人農薬検査所法」制定(平成11年)
2001	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人となる(平成13年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人となる(平成13年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人となる(平成13年)
2002		<ul style="list-style-type: none"> ・B S E 特別措置法制定(平成14年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性確保のため「農薬取締法」改正(平成14, 15年)
2003		<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性確保のため「肥料取締法」及び「飼料安全法」改正(平成15年) 	
2004	<ul style="list-style-type: none"> ・「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」施行(平成16年) 		
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正JAS法」施行、登録認定機関の登録基準を国際基準に整合(平成18年) 		
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・「センター法」改正、独立行政法人農林水産消費安全技術センターとなる(平成19年4月) 		
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(ペットフード安全法)」制定(平成20年) 		
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・「J A S 法」改正、原産地表示の偽装に対する直罰規定導入(5月)、消費者庁設置に伴う J A S 法改正(9月)(平成21年) 		

7 設立根拠法

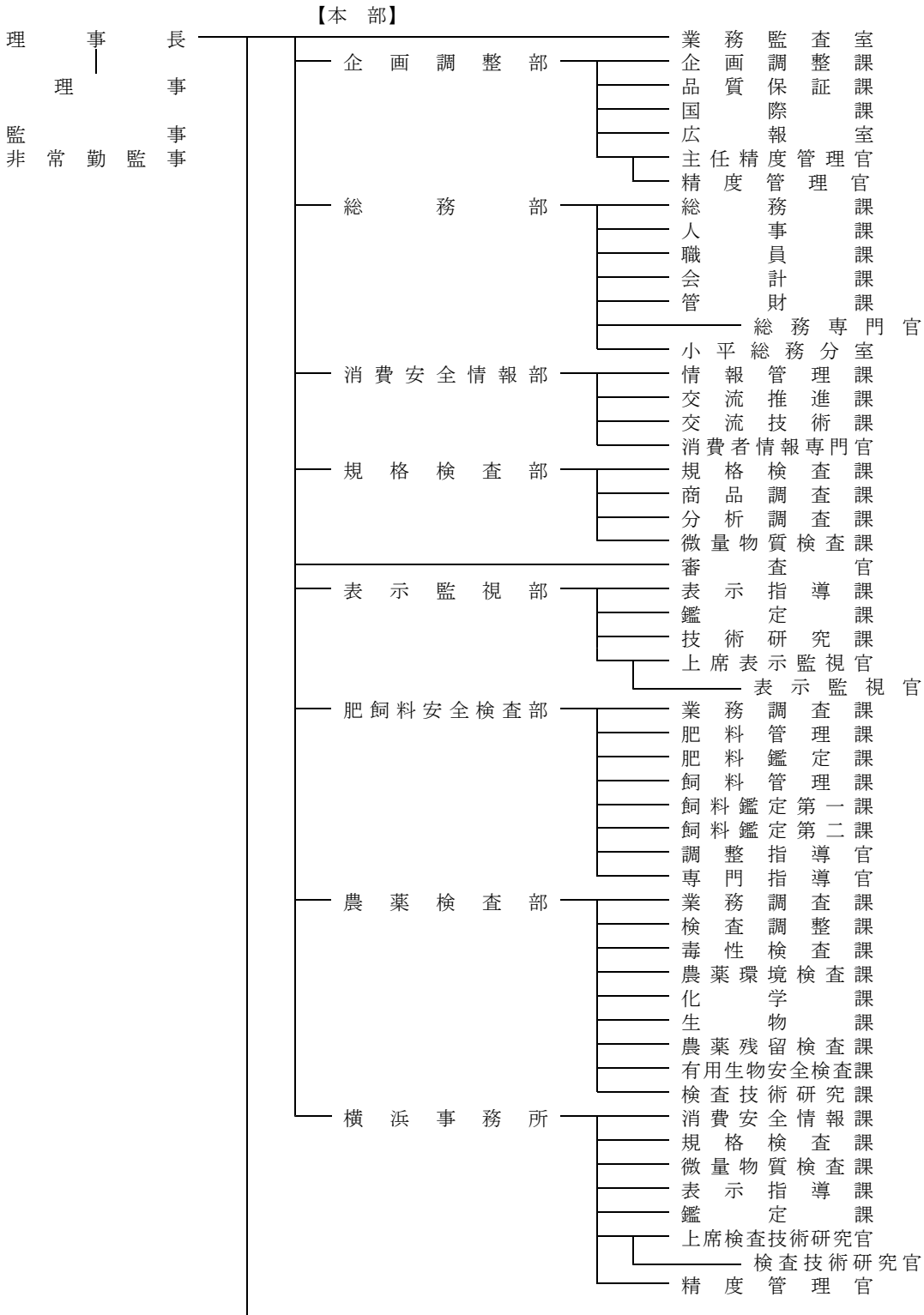
独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）

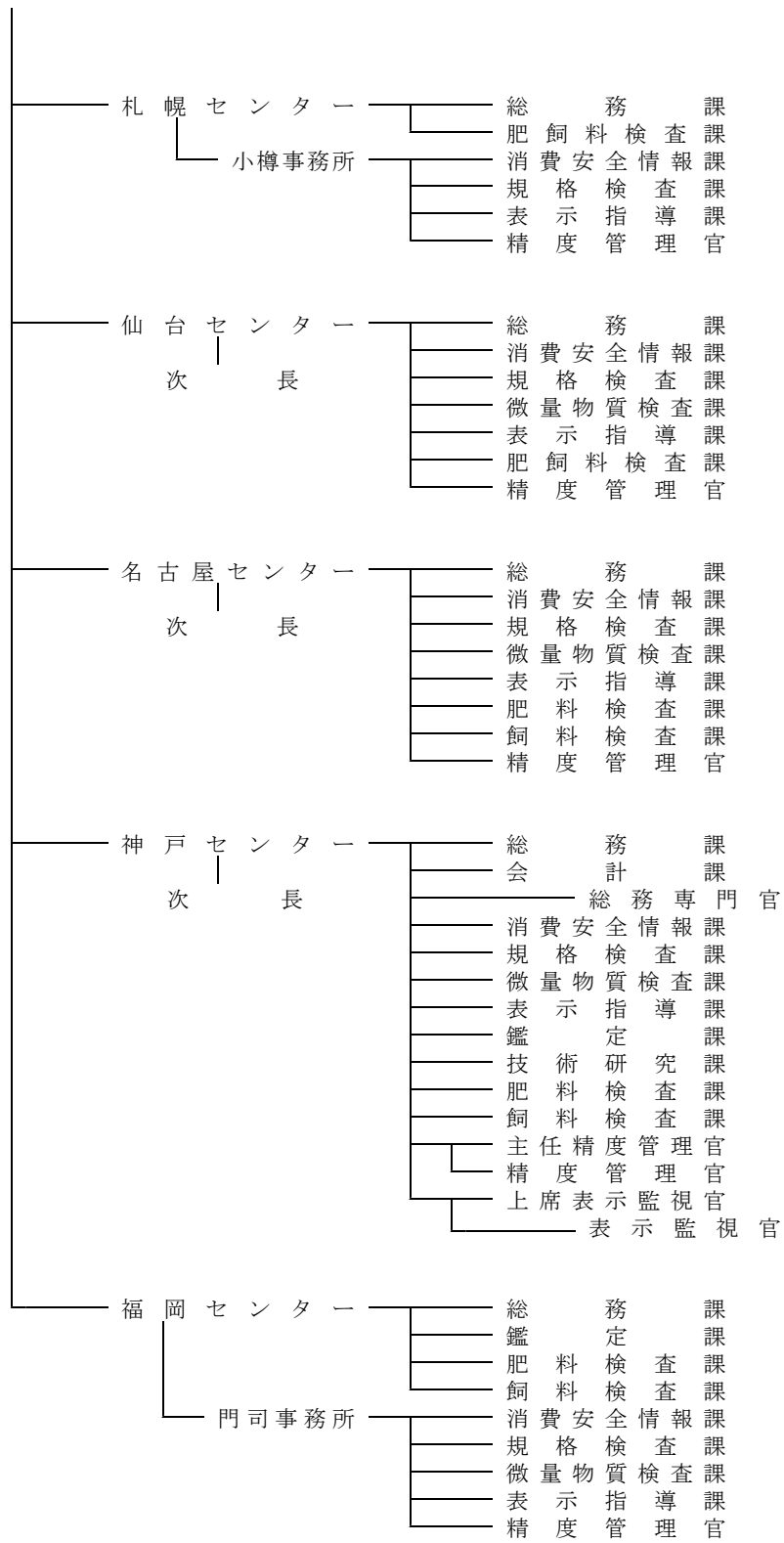
8 主務大臣

農林水産大臣

9 組織図

（平成22年3月31日現在）





Ⅱ 業務の内容及び実績

1 平成21年度のFAMICを巡る情勢とFAMICの対応の概要

平成21年度は、5月に議員立法によりJAS法が改正され、原産地表示の偽装に対する直罰規定等が導入されるとともに、9月の消費者庁設置に伴うJAS法改正により、品質表示基準の制定・改正や、不適正表示に対する指示に従わない事業者への命令は内閣総理大臣が行うこと等、FAMICの食品表示監視業務に密接に関係する制度の改正が行われた。

また、愛がん動物用飼料の安全性の確保を目的とした「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」（ペットフード安全法）が施行され、関連事業者に対するFAMICの立入検査等の業務が新たに開始されるとともに、「米国国家有機計画の技術的基準」（NOP基準）に基づく認証機関の認定の審査を行うこととなった。

このような中、FAMICでは関係法令等に基づき、平成21年度においてもその業務の的確な実施に努めたが、その中で特徴的な取組と成果は以下のとおり。

- ① 平成21年6月に施行されたペットフード安全法に基づき、12月から、農林水産大臣の指示を受けて愛がん動物用飼料の製造事業場等に対する立入検査及び愛がん動物用飼料の集取を行い、その結果を速やかに農林水産大臣へ報告した。
- ② 平成20年5月、米国農務省は、我が国の有機JAS規格の認証の仕組が、米国で「有機」と表示するために必要なNOP基準に適合することを承認した。これを受け、農林水産省とFAMICが協力して我が国でNOP基準を運用するための体制整備を行い、平成21年11月からNOP基準に基づく認証機関の認定申請の受付が開始され、申請する機関がNOP基準に適合しているかどうかの審査をFAMICが適切に行った。
- ③ 平成21年11月、カナダ産の飼料用アマに未承認遺伝子組換えアマの混入が疑われる事案が発生し、農林水産大臣の指示を受けて飼料の製造事業場に立入検査を実施した。収去した試料については、飼料検査部門が食品検査部門と連携して迅速にDNA検査を実施し、その結果を農林水産大臣に報告した。
- ④ 近年、有機農産物のJAS規格では認められていない化学的処理が施された肥料等の農業生産資材が「有機適合資材」として販売されるケースがあるが、生産現場等において直ちに使用の可否を判断することが難しい場合が多いため、FAMICの有する有機JAS規格と肥料検査の知見を活用して、第三者が有機JAS規格への適合性を判断し、有機農産物関係者からの個別の問い合わせにも対応できる仕組みについて検討した。
- ⑤ 前作に使用された農薬の土壌残留に伴う後作の作物中への残留農薬に係るリスク低減に資するため、農薬検査と食品検査の知見を活用して土壌残留性の高い農薬の作物残留に係るデータの蓄積に引き続き取り組んだ。
- ⑥ FAMICは、長年にわたる飼料の検査実績や高い分析能力が評価され、平成21年5月、動物衛生及び人獣共通感染症等に関する国際機関である国際獣疫事務局（OIE）から「飼料の安全と分析分野」では世界で唯一のコラボレーティング・センターに指定された。これを受け、飼料の安全や分析等に係る国内外情報を収集・整理し、提供する等の活動を行った。
- ⑦ はちみつやそばを始めとする食品の偽装表示やJASマークの不正使用等の事案については、農林水産省や地方自治体と協力して立入検査等を行うなど、関係機関と連携して対応した。
- ⑧ 近年、増産が期待される飼料用米について、農林水産省の依頼を受け、残留農薬のリスク管理に資するデータを収集するための各種試験の設計等に関する技術的支援を行った。

また、独立行政法人整理合理化計画の閣議決定（平成19年12月24日）を踏まえ、次の取組を実施した。

- ① 独立行政法人国民生活センターとは、全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O - N E T）の端末を適切に運用することにより、情報の共有化を図るとともに、研修会、講習会への講師派遣等について連携を図った。
- ② 平成20年度をもって大阪・岡山の両事務所を廃止し、平成21年4月に神戸センターへ統合した。また、小樽事務所については、検査等業務に支障が生じないように留意しつつ、計画的に廃止の準備を進め、同事務所を平成21年度末に廃止し、その機能を札幌市に移転した。

2 肥料関係業務

(1) 肥料の登録及び仮登録の申請に係る調査

普通肥料を業として生産又は輸入しようとする者は、銘柄ごとに登録（公定規格の定めがない普通肥料については仮登録）を受けなければならない。また、登録及び仮登録には、有効期間が定められており、登録は3年又は6年、仮登録は1年となっている。これらは申請によって更新することができる。

農林水産大臣に対して普通肥料の登録、仮登録の申請があった場合、FAMICは、農林水産大臣の指示に基づき、申請書の記載事項及び肥料の見本について次の調査を行っている。

ア 登録の申請に係る調査

(ア) 申請書記載内容の調査

申請書に記載されている肥料の種類、肥料の名称及び保証成分量（主要成分の含有量）等の確認を行っている。

(イ) 肥料見本の分析及び鑑定

主要成分及び有害成分の分析や、異物混入の有無・使用原材料等の鑑定を行い、公定規格に適合していること等の確認を行っている。

イ 仮登録に係る調査

(ア) 申請書記載内容の調査

申請書に記載されている肥料の名称及び保証成分量等の確認を行っている。

(イ) 肥料見本の分析及び鑑定

主要成分及び有害成分の分析や、異物混入の有無・使用原材料等の鑑定を行い、申請書に記載されているとおりであるか確認を行っている。また、農林水産大臣からの指示により、肥効試験等の調査を行っている。

平成21年度は、新規に1,482件の登録申請、3件の仮登録申請を受け付けた。

表2-1 登録申請件数等

区 分 \ 年 度	平成21年度
登録申請件数	1,482
仮登録申請件数	3

(2) 肥料の立入検査

農林水産大臣の指示に基づき、生産事業場等へ立入検査を行い、関係者への質問、肥料やその原料の収去を行っている。

保証票の不備及び誤記、表示の不適正、帳簿類の不備、包装容器等の不正使用、誇大又は虚偽の宣伝等の違反があった場合、立入検査時における現地指導を行うほか、必要と認められるものについては、諭示を行う等所要の指導を行っている。

立入検査した際に収去した肥料について、分析・鑑定、植害試験等を行っている。その結果については、立入検査結果と併せて被検査者へ文書で講評を行うとともに、農林水産省に報告し、農林水産省が公表している。

また、立入検査及び分析・鑑定等の結果、違反等が認められた場合には、出荷停止、回収、改善措置等必要に応じ農林水産大臣が行政指導を行っている。

ア 立入検査の内容

肥料、その原料又は業務若しくは肥料の施用の状況に関する帳簿・書類、その他の必要な物件により、生産工程の確認、正味重量検査、保証票検査、包装容器の表示に関する検査等を実施している。

イ 収去品の検査

(ア) 分析・鑑定

収去した肥料の保証成分量が適正に確保されているか、有害成分が規制量以下であるか否か等について分析を行っている。また、異物の混入、使用原料、表示物質、化学成分等を確認するために鑑定を行っている。

(イ) 植害試験

収去した肥料のうち、植害の疑いのある肥料については、随時植物に対する害に関する栽培試験（植害試験）を行っている。

平成21年度は、647事業場に立入検査を実施し、808点の肥料又は肥料原料を収去した。検査の結果、58点が不合格となり、そのうち2点が有害成分の基準値超過であった。

表2-2 立入検査件数・収去・分析等点数

区分	年度	平成21年度
立入検査事業場数		647
収去点数		808
	うち不合格点数（不合格率%）	58（7.2）
	うち有害成分の基準値超過	2
分析成分点数		9,796
植害試験件数		5

注 不合格点数は「指摘事項あり」として公表されたものの点数である。

他に、農林水産大臣の指示により、不適切な原料を使用した指定配合肥料の生産・流通に係る1事業場（2工場）へ緊急の立入検査を実施した。

(3) 肥料公定規格の設定等に関する調査

FAMICでは、以下のとおり肥料公定規格の設定等のための調査を行っている。

ア 仮登録肥料の公定規格設定に関する調査

FAMICが実施した仮登録肥料の肥効試験により、申請書に記載された栽培試験の成績が真実であると認められた場合には、農林水産大臣は公定規格を定めなければならないこととされている。

イ 公定規格等の改正に関する申し出の調査

業者等関係者からの要望に対して技術的助言を行い、公定規格等の改正に関する申出書を受理するとともに、その内容を技術的に調査し、改正の適否等の意見を付して、農林水産省へ報告している。

ウ 有害成分等に係る公定規格の設定等の調査

廃棄物を利用した肥料など、含有する有害物等により植害、土壌汚染等のおそれのある肥料を対象に、有害成分等に係る公定規格設定のための調査を行っている。

平成21年度は、ア及びウの調査の実績はなかったが、イの公定規格等の改正に関する申し出の調査を3件実施した。

表2-3 公定規格等改正申し出処理件数

区 分	年 度	平成21年度
	公定規格等改正申し出処理件数	3

(4) 大臣等確認検査

BSEのまん延防止のため、科学的な見地から安全性が確認され、製造・出荷の停止が解除された肉骨粉等について、解除条件に合致していることの確認検査（FAMIC理事長の確認検査）、解除された肉骨粉等のうち牛の部位を原料とするものについて、牛のせき柱等が混合しない工程で製造していることの確認検査（農林水産大臣の確認検査）を行っている。

平成21年度は、理事長確認検査27件、大臣確認検査5件を実施した。

表2-4 大臣等確認検査実績

区 分	年 度	平成21年度
	理事長確認検査件数（注1）	27
	大臣確認検査件数（注2）	5

注1 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）に基づくもの

注2 「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け農林水産省消費・安全局長通知）に基づくもの

(5) 標準試料の作成及び配布

肥料分析の正確さ及び精度の維持向上を図るため、標準試料を作成し、肥料生産業者、分析機関へ配布を行っている。

平成21年度は、41本の標準試料を配布した。

表2-5 標準試料の配布本数

試料名 \ 年 度	平成21年度
A 試 料 (高度化成肥料)	20
B 試 料 (普通化成肥料)	18
C 試 料 (汚泥発酵肥料)	3

3 農薬関係業務

(1) 農薬の登録検査

農林水産大臣の指示に基づき、申請者から提出された申請書や各種試験成績について、薬効・薬害のほか、厚生労働省が食品安全委員会の毒性評価結果に基づいて定める残留農薬基準及び環境省が定める登録保留基準に抵触しないかなど、人畜や環境への安全性の面から、使用範囲、使用方法及び使用上の注意等を審査するとともに、見本品の品質の検査を行い、検査結果を農林水産大臣に報告している。

ア 平成21年度の検査状況

平成21年度に検査を終了したものは表3-1のとおりであった。

この他、1,339件の農薬について再登録に係る検査を行った。

表3-1 農薬登録検査終了件数

分類	指示件数(注1) (当年度+継続分)	検査終了件数
基準必要(注2)	418	112
上記以外	2,293	1,693

注1 指示件数：前年度から検査を継続し、平成21年4月1日時点での検査未了農薬を含む。

注2 基準必要：農薬取締法(昭和23年法律第82号)第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬

イ 登録検査に係る検討会の開催状況

登録検査における微生物農薬の評価及び農薬の使用時に係る安全性の評価をより適切に進めるため、学識経験者から技術的助言を得る場として、「微生物農薬検討会」及び「農薬使用時安全性検討会」を設置している。平成21年度においては、微生物農薬検討会、農薬使用時安全性検討会をそれぞれ3回開催した。

(2) 農薬GLP制度に基づく査察

我が国では、農薬の登録申請時に提出される試験成績のうち、毒性に関わる試験成績に関する信頼性を一層確実にするために、昭和59年からGLP (Good Laboratory Practice) に係る制度が設けられている。GLP制度とは、試験成績の信頼性を確保するための試験施設に対する監査制度で、試験施設の設備、機器、試験操作、記録及び保管に対する査察を行っている。査察の対象とする試験範囲は、以下の62項目である。

- ・ 毒性試験 (急性毒性、慢性毒性、発がん性など) 【毒性】 32項目
- ・ 物理的・化学的性状試験 (蒸気圧、溶解度、土壌吸着など) 【物化性】 15項目
- ・ 水産動植物への影響試験 (魚類、ミジンコ類、藻類) 【水生】 10項目
- ・ 生体内等運命試験 (動物、植物、土壌、水) 【運命】 4項目
- ・ 農作物への残留性試験 (乳汁への移行試験を除く) 【作残】 1項目

平成21年度における試験施設への査察は、農林水産省からの要請に基づき、農林水産省に申請のあった19試験施設について実施した。

表3-2 GLP査察件数

試験施設											
確認申請受理試験施設数						査察実施試験施設数					
施設数	項目内訳					施設数	項目内訳				
	毒性	物化性	水生	運命	作残		毒性	物化性	水生	運命	作残
19	10	6	4	3	4	19	9	7	5	3	4

(3) 農薬の立入検査

農林水産大臣の指示により、農薬製造者、販売者、その他農薬使用者に立入り、農薬のラベルや農薬の製造に関する帳簿等の検査を行うとともに、集取した農薬について品質、表示等の検査を行い、農薬の品質の適正化及びその安全性確保、無登録農薬や品質不良農薬の流通の防止を図っている。

平成21年度においては、農林水産大臣指示のあった新規化合物農薬を製造している製造場及び近年検査を実施していない製造場を対象に29都道府県下の延べ76製造場について立入検査を実施し、農薬の製造及び品質管理状況、法令事項の遵守項目等の検査を行うとともに、23点の農薬を集取し、品質、容器又は包装及びその表示事項等について検査を行った。

表3-3 製造場に対する立入検査状況（平成21年4月～平成22年3月）

都道府県名	立入件数	集取農薬数	都道府県名	立入件数	集取農薬数
北海道	10	6	静岡県	1	
岩手県	1		愛知県	1	
宮城県	4	1	三重県	1	1
秋田県	1		滋賀県	1	
山形県	3		京都府	2	
福島県	6	3	大阪府	2	1
茨城県	1		兵庫県	4	
群馬県	4	1	和歌山県	3	
埼玉県	3		島根県	1	
東京都	1		岡山県	3	
神奈川県	2		山口県	4	5
新潟県	4		福岡県	2	
富山県	4	1	佐賀県	2	1
岐阜県	2		長崎県	1	1
			鹿児島県	2	2
			29都道府県	76	23

(4) 農薬登録検査に係る関連業務

中期目標に挙げられている新たに見込まれる事項等について、農林水産省からの要請に基づき、表3-4の業務に対応した。

表3-4 農薬登録検査に係る関連業務の実施状況

要請内容	取組内容
平成18年5月から導入された残留農薬基準のポジティブリスト化に伴い生ずる事項の技術的検討	<p>稲の子実（粳米及び玄米の両方）を飼料とする飼料用米の生産拡大に向けた各種の支援策が平成20年度から講じられていることを受け、平成21年度においては農林水産省からの依頼により、以下について試験設計等に関する技術的支援及び試験結果の検討に関する助言を行った。</p> <p>a 稲を対象作物とする登録農薬に関する作物残留性試験成績等の情報提供</p> <p>b 畜産物基準値に係るチェックシートの作成</p> <p>c 農林水産省が行う委託等調査事業（知見の不足する農薬について、粳米への農薬残留調査、家畜への移行試験、農薬の急性参照用量に関する作物残留性試験及び作物グループ化）に係る技術的支援</p> <p>また、水田に使用できる農薬のうち、魚介類に関する残留農薬基準値の設定が必要な農薬について、平成21年度は、5農薬について農薬抄録検査及び送付検査結果を作成し、農林水産省に報告した。</p>
生産量の少ない農作物への農薬登録の促進	<p>登録に必要な作物残留試験及び薬効・薬害試験について、試験設計の審査及び助言等を行った（審査10件、助言11件）。</p>
農薬登録制度に関する懇談会に伴い生ずる事項の技術的検討	<p>農薬登録制度に関する懇談会の検討に向け、家畜残留試験及び家畜代謝試験テストガイドラインについて、US-EPAとOECDでの要求項目等の差異を検討するための比較表を作成した。また「調理加工試験」に関しては、OECDで策定された調理加工に関する2つのガイドライン（TGNo. 507及び508）の概要版を作成し農林水産省に提出した。</p> <p>作物残留性試験等に係る制度改正に伴い生ずる以下の事項について農林水産省からの技術的検討要請に対応した。</p> <p>a 作物残留性試験における精度管理（運用）の策定</p> <p>課長通知に記載されている精度管理事項について、平成22年度に予定されている通知改正に向け、分析機関の有識者の意見を聴取しつつ、詳細事項を作成した。</p> <p>b 通知改正作業の支援</p> <p>懇談会で方向付けられた作物残留性試験の試験例数の変更等に係る通知改正作業の支援要請に対応した。また、作物残留性試験における分析部位について、Codex、OECD-TGとの比較表を作成し農林水産省に提出するとともに、データ要求内容について助言を行った。</p>
農薬中のダイオキシン類の検査方法について改正に必要な調査等に関する技術的支援	<p>農薬取締法第14条第3項の規定に基づく農薬中のダイオキシン類の検査方法の改正に必要な調査（申請者から提出されている「農薬中のダイオキシン類の検査に関する資料」の定量下限値の調査）等の技術的支援を行った。</p>

(参考1) 平成21農薬年度における農薬登録の概要取りまとめ

1 農薬登録の概要

平成21農薬年度（平成20年10月1日～平成21年9月30日）に登録された農薬は2,809件で、その内訳は新規登録217件、再登録1,285件、現に登録を受けている農薬についての事項変更登録（適用拡大等）1,307件であった。前農薬年度に比べると新規登録及び事項変更登録は微減、再登録は微増であった。

新規登録された化合物は12（殺虫剤4、殺菌剤1、除草剤3、植物成長調整剤1、その他3）であり、これらの新規化合物を含む農薬は26種類（殺虫剤9、殺菌剤1、除草剤11、植物成長調整剤3、その他2）、39銘柄が登録された。既登録化合物（生物農薬を含む。以下同じ。）の農薬は144種類（殺虫剤24、殺菌剤30、殺虫殺菌剤16、除草剤66、農薬肥料3、植物成長調整剤2、その他3）、178銘柄が新たに登録された。これら144種類の農薬を既登録剤と同一剤型であるかどうか等の観点から類別すると、新剤型16種類、新混合剤23種類、新単剤3種類、新製剤20種類、既製剤82種類であった。

新規登録された農薬の銘柄ごとの用途別件数は、殺虫剤47件（21.7%）、殺菌剤36件（16.6%）、殺虫殺菌剤26件（12.0%）、除草剤93件（42.9%）、農薬肥料4件（1.8%）、植物成長調整剤6件（2.8%）、その他5件（2.3%）であった。（表3-5及び表3-6参照）

表3-5 農薬年度別登録件数

農薬年度 種類	17	18	19	20	21
新規登録	195 (100.0)	242 (100.0)	223 (100.0)	239 (100.0)	217 (100.0)
殺虫剤	28 (14.4)	50 (20.7)	69 (30.9)	49 (20.5)	47 (21.7)
殺菌剤	26 (13.3)	49 (20.2)	50 (22.4)	40 (16.7)	36 (16.6)
殺虫殺菌剤	22 (11.3)	32 (13.2)	29 (13.0)	43 (18.0)	26 (12.0)
除草剤	116 (59.5)	102 (42.1)	66 (29.6)	96 (40.2)	93 (42.8)
農薬肥料	0 (0.0)	6 (2.5)	2 (0.9)	7 (2.9)	4 (1.8)
殺そ剤	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
植物成長調整剤	1 (0.5)	1 (0.4)	4 (1.8)	0 (0.0)	6 (2.8)
その他	2 (1.0)	2 (0.8)	3 (1.3)	4 (1.7)	5 (2.3)
再登録	1,178	1,260	1,236	1,211	1,285
計	1,373	1,502	1,459	1,450	1,502
登録事項変更登録	961	2,142	1,817	1,366	1,307

注：平成21年9月末日現在 有効登録件数4,361件

- ・平成19、20、21農薬年度の3ヶ年合計が上記有効登録件数と異なるのは、3ヶ年の登録有効期間中に製造廃止された農薬があることによる。
- ・（ ）内は、新規登録されたそれぞれの製剤の割合(%)を示す(小数第二位を四捨五入)。

表3-6 新規登録農薬の内訳

A 含有する有効成分数別登録件数

(銘柄数)

区分	殺虫剤	殺菌剤	殺虫殺菌剤	除草剤	農薬肥料	植物成長調整剤	その他	計
単剤	44	27	0	27	4	4	3	109
2種混合剤	3	9	14	26	0	2	2	56
3種混合剤	0	0	12	23	0	0	0	35
4種混合剤	0	0	0	17	0	0	0	17
5種混合剤	0	0	0	0	0	0	0	0
計	47	36	26	93	4	6	5	217

B 類別登録件数

(種類数)

区分	殺虫剤	殺菌剤	殺虫殺菌剤	除草剤	農薬肥料	植物成長調整剤	その他	計
新規化合物	9	1	0	11	0	3	2	26
新剤型	5	1	5	4	0	1	0	16
新混合剤	1	3	5	14	0	0	0	23
新単剤	0	0	0	2	0	0	1	3
新製剤	2	5	2	10	1	0	0	20
既製剤	16	21	4	36	2	1	2	82
計	33	31	16	77	3	5	5	170

注：新 剤 型；有効成分が既に登録を受けている農薬の有効成分と同一で、剤型が既登録剤と異なる製剤。

新混合剤；既に登録を受けている農薬の有効成分を新たな組合せで、2種類以上混合した製剤。

新 単 剤；既に混合剤として登録を受けている農薬の有効成分のうち1種類のみを有効成分とした製剤。

新 製 剤；有効成分が既に登録を受けている農薬の有効成分と同一で、かつ剤型も同一であるが、有効成分含有量が既登録剤と異なる製剤。（「種類名」は既登録剤と同一となる。）

既 製 剤；既に登録を受けている農薬と有効成分、その成分含有量及び剤型が同一である製剤。

2 新規化合物の登録

平成21農薬年度には12種類の新規化合物が登録された。これらの新規化合物の種類、有効成分の化学名等は表3-7のとおりである。

表3-7 平成21農薬年度に登録された新規化合物

区分	種類名	農薬名	新規化合物の化学名	会社名	登録年月日	剤型(有効成分)	適用内容
殺虫剤	スワルスキーカブリティニ	スワルスキー	スワルスキーカブリティニ	アリスタ	H20.11.19	剤 (1,000頭/10ml)	野菜類(施設栽培)(アザミヤカ類、他)、他
	シエビラフェンブール	スターマイトフロアブル	(E)-2-(4-tert-ブチルフェニル)-2-シアノ-1-(1,3,4-トリメチルピラゾール-5-イル)ピニル=2,2-ジメチルプロピオナート	日産化学	H20.11.27	水和剤 (30.0%)	かんきつ(ミカンダニ)、他
	クロラントラニプロール	アセルプロリン	3-プロモ-N-[4-クロロ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド	デュポン	H21.7.22	水和剤 (18.4%)	芝(シギキヨウ、シバツガ)
	メタフルミゾン	アクセルフロアブル	(EZ)-2'-[2-(4-シアノフェニル)-1-(α , α , α -トリフルオロ-m-トリル)エチリデン]-4-(トリフルオロメトキシ)カルバニロヒドラジン	日本農薬	H21.9.28	水和剤 (25.0%)	キャベツ(コナガ)、他
殺菌剤	マンジプロハミト	レーハスフロアブル	2-(4-クロロフェニル)-N-[3-メトキシ-4-(プロハ-2-イルオキシ)フェニル]-2-(プロハ-2-イルオキシ)アセトアミド	シンジエンタ	H21.6.4	水和剤 (23.3%)	ばれいしょ(疫病)、他
除草剤	クロリロンエチル	アトラクティブ	エチル=2-(4-クロロ-6-メトキシピリジン-2-イルカルバモイルスルファモイル)ベンゾアト	丸和ハイクエミカル	H21.2.18	水和剤 (25.0%)	日本芝(こうらいしば)(一年生雑草、多年生広葉雑草)
	フルホキサム	コンクルート顆粒水和剤	1-[4-クロロ-3-(2,2,3,3,3-ペンタフルオロプロポホキシメチル)フェニル]-5-フェニル1H-1,2,4-トリアゾール-3-カルボキサミド	日本曹達	H21.5.27	水和剤 (50.0%)	日本芝(一年生雑草)

区分	種類名	農薬名	新規化合物 の化学名	会社名	登録年月日	剤型 (有効成分)	適用内容
除草剤	フルセトスルフロ ン	スケタチ1キロ 粒剤	1-[3-[(4,6-ジメトキシピリミ ジン-2-イルカルバモイル)スルファモ イル]-2-ピリシール]-2-フルオロ プロピル=メトキシアセタート)	石原産業	H21.6.4	粒剤 (0.22%)	移植水稻(ノビ エ、コナギ、ホタルイ、 ウリカワ、ヒルムシロ、ヘラ オモダカ)
植物 成長 調整 剤	1-ナフタレン 酢酸ナトリウ ム	タム水溶剤	1-ナフタレン酢酸ナトリウム	アグロカネショ ウ	H21.6.4	水溶剤 (22.0%)	温州みかん (全摘果、間 引き摘果、夏 秋梢伸長抑 制)
そ の 他	展着剤 (2成分)	フレイクスルー	ホリオキシアルキレンオキシプロピルヘ プタメチルトリシロキサ ン ホリオキシアルキレンプロペニルエー テル	エボニック・テ グサ	H20.10.22	(80.0%+20.0%)	殺虫剤・殺菌 剤(野菜類・ 果樹類、他)、 他
	全卵粉末	ランテクター	全卵粉末	日本グリーン アントカーテ ン	H21.1.21	水和剤 (80.0%)	すぎ・ひのき (ニホンジカによ る食害防止)

(参考2) 農薬行政の動き

1 農薬登録制度の改善に向けた取組

国際的な動向を十分に把握し、科学的な情報に基づきリスクの程度を考慮して、農薬登録制度の改善を進めるため、農林水産省は「農薬登録制度に関する懇談会」を設置している。この懇談会における議論を踏まえ、平成20年3月31日付け通知改正により、民間試験機関で実施された薬効薬害試験成績の受入と作物残留試験へのG L P制度の導入が措置された。また、作物残留試験の例数は生産量に応じて1作物について6例以上とすることとなり、正式な通知化の作業が行われている。

平成21年度は、我が国における農薬登録制度上の課題について懇談会で議論され、農林水産省は平成21年9月1日付けで「我が国における農薬登録制度上の課題と対応方針」を公表した。さらに、自給飼料作物の農薬登録検査基準の見直し、家畜代謝・残留試験ガイドラインの導入についても議論され、①我が国における家畜への給与実態を考慮して飼料用作物の範囲を拡大すること、②作物残留試験の例数は食用作物と同様に生産量に応じたものとする事、③家畜代謝試験及び家畜残留試験はG L P制度の適用対象とすることなどを決定し、正式な通知化の作業が進められている。

2 農薬の適正使用

最近、問題視されている花粉交配用みつばちの減少については、原因は特定されていないものの、農薬も原因のひとつに挙げられていることから、養蜂関係者や農薬使用者等の間で、農薬散布予定日や使用農薬の種類等について事前に情報交換を行う等、これまで以上に関係者の連携について取組を強化するように指導している。

なお、農林水産省では、花粉交配用みつばちの安定供給を確保するため、関係情報の収集及び共有、対策の決定及びその推進に当たり対応チームを設置し、関係部局の連絡を密にするとともに、みつばちの大量死に係る原因究明に向けた調査研究が実施されている。

3 飼料自給率の向上に対応した取組

飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上等を図るため、稲わらの利用拡大並びに稲発酵粗飼料、飼料米の生産及び利用の拡大の取組が国を挙げて推進されている。これらの飼料を給与した家畜及び家畜由来の畜産物の安全を確保するためには、農薬の残留実態を考慮した稲わら等における残留農薬基準の設定、我が国の飼料の給与実態を踏まえた食品衛生法に基づく畜産物の残留農薬基準の設定等が必要である。

このため、平成21年1月29日、「飼料の有害物質の指導基準の一部改正について」及び「飼料として利用される稲に対する農薬使用について」が発出されたところであり、さらに平成21年4月20日、「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」が発出され、併せて「多収米栽培マニュアル」も作成された。また、こうした施策の動きを踏まえ、上記1のとおり農薬登録検査基準の見直し等が検討された。

4 農薬の販売の禁止を定める省令等の改正

平成21年5月、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において、残留性有機汚染物質として新たに9種類の化学物質が指定された。これを受け、農薬に関する国内担保法令である農薬取締法に基づく「農薬の販売の禁止を定める省令」において指定する農薬に、農薬用途に関連する5物質を追加するため、省令の一部改正が行われた。また、WHOにおけるダイオキシン類の毒性等価係数の一部見直しに伴い、「農薬中に含まれるダイオキシン類の検査方法を定める告示」の一部が改正された。いずれも平成22年3月31日に公布され、4月1日から施行された。

4 飼料及び飼料添加物関係業務

(1) 飼料安全法に基づく立入検査

農林水産大臣の指示に基づき、製造事業場等への立入検査を行い、飼料等の収去を行っている。

立入検査した際に収去した飼料及び飼料添加物については分析・鑑定を行い、その結果を農林水産大臣に報告している。分析・鑑定結果の概要は、農林水産大臣が公表している。

また、立入検査及び分析・鑑定の結果、違反等が認められた場合には、農林水産省からの指示に基づき出荷停止、回収、改善措置等の技術的助言を行っている。

ア 立入検査の内容

製造現場において飼料及び飼料添加物、業務に関する帳簿・書類、その他の物件により、製造工程の確認、表示票検査、入荷経緯等に関する検査を実施している。

イ 収去品の分析・鑑定

収去した飼料等について、有害成分が基準値以下であるか否か、飼料添加物が適正に添加されているか等について分析を行っている。また、肉骨粉の混入の有無等を確認するために鑑定を行っている。

平成21年度は、644事業場に立入検査を実施し、936点の飼料等を収去した。検査の結果、5点が不合格であった。

表4-1 立入検査及び収去品の検査成績

区 分	年 度	平成21年度
検査箇所数		644
収去件数		936
うち不合格件数(不合格率(%))		5(0.5)
分析成分点数		6,707

注 分析成分点数は安全性試験に係るもの。

(2) ペットフード安全法に基づく立入検査

ペットフード安全法に基づく立入検査等については、平成21年12月から、農林水産大臣の指示に基づき、製造事業場等へ立入検査を行い、愛がん動物用飼料等の集取を行っている。

立入検査した際に集取した愛がん動物用飼料及びその原料については分析を行い、その結果を農林水産大臣に報告している。分析結果の概要は、農林水産大臣が公表している。

また、立入検査及び分析の結果、違反等が認められた場合には、農林水産省からの指示に基づき出荷停止、回収、改善措置等の技術的助言を行っている。

ア 立入検査の内容

製造現場において愛がん動物用飼料及びその原料、業務に関する帳簿・書類、その他の物件により、製造工程の確認、表示票検査、入荷経緯等に関する検査を実施している。

イ 集取品の分析

集取した愛がん動物用飼料について、規格に適合しているか等について分析を行っている。

平成21年度は、16事業場に対して立入検査を実施し、8点の愛がん動物用飼料を集取した。

表4-2 立入検査及び集取品の検査成績

区 分	年 度	平成21年度
検査箇所数		16
集取件数		8
うち不合格件数(不合格率(%))		0
分析成分点数		32

注 分析成分点数は安全性試験に係るもの。

(3) 特定添加物の検定に関する業務

飼料安全法において、特定添加物〔飼料添加物に指定されている抗生物質製剤：18種類（平成22年2月デストマシシAの指定取り消し）〕については検定を受け、これに合格したことを示す合格証紙が付されているもの、あるいは登録特定飼料等製造業者が製造したものであることを示す特別な表示を付したものでなければ販売してはならないとされている。

ア 特定添加物の検定及び表示に関する業務

特定添加物の製造業者及び輸入業者からの申請に基づき、特定添加物の製造又は輸入ロット毎に試験品の採取、試験及び合格証紙の貼付等の検定業務を行っている。

平成21年度は、特定添加物の検定を215件実施した。

表4-3 特定添加物の検定実績

区 分	年 度
特定添加物の検定件数	平成21年度 215

イ 特定飼料等製造業者に対する調査

特定飼料等（インド産落花生の油かす及び特定添加物）の製造業者の事業場において、特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法、検査のための組織等が農林水産省令で定める基準等に適合していることを確認するための調査を実施している。

平成21年度は、申請に対する調査が完了したものがなかった。

(4) 登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導

登録検定機関（公定規格の登録検定機関）に対して分析技術の維持・向上を図るための共通試料を用いた試験を実施し、登録検定機関の技術水準の確認及び必要な技術指導を行っている。

平成21年度は、登録検定機関の技術水準の確認試験を6機関9事業所に対して実施した。試験の結果、技術的指導を2件実施した。

表4-4 登録検定機関に対する確認試験数

区分 \ 年度	平成21年度
登録検定機関確認試験数 (うち指導件数)	9 (2)

(5) 「製造業者専用」表示の承認に係る検査

飼料又は飼料添加物を製造業者のみに販売する場合には、農林水産大臣の承認を受けて「製造業者専用」の文字を表示し、表示の基準に定める表示事項の一部を省略することができることとなっており、この承認に係る検査を実施している。

平成21年度は、「製造業者専用」表示の承認に係る検査を314件実施した。

表4-5 「製造業者専用」表示の承認に係る検査件数

区分 \ 年度	平成21年度
検査件数	314

(6) 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査等

ア 飼料添加物に指定されているものについて、基準・規格等に関する最新の科学的知見に関する文献を収集するとともに、諸外国における規制の状況の情報を入手し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を行っている。

平成21年度は、飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査を4件実施した。

表4-6 飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査件数

区分 \ 年度	平成21年度
調査件数	4

イ 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準」（昭和63年7月29日付け63畜A第3039号農林水産省畜産局長・水産庁長官通知）の適用対象試験に対する飼料添加物GLP査察を実施している。

平成21年度は、飼料添加物GLP査察の実績はなかった。

(7) 抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査

「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」（平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤を製造する事業場について、ガイドラインへの適合状況の確認検査を行っている。

平成21年度は、配合飼料製造事業場16ヵ所に対して抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査を実施した。

表4-7 抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査件数

区分 \ 年度	平成21年度
配合飼料事業場	16
飼料添加物事業場	0

(8) 大臣等確認検査

BSE発生防止等のため、①チキンミール、フェザーミール、豚血粉、魚粉、豚肉骨粉、原料混合肉骨粉等の製造事業場において、これら以外のたん白質が混入しない製造工程で製造されたことについての確認検査、②ゼラチン、コラーゲンの製造事業場において、農林水産省が規定する条件で製造されたことについての確認検査、③動物性油脂の製造事業場において、牛のせき柱が混入しない製造工程で製造されたことについての確認検査、④輸入魚粉等の輸入先の製造事業場において、他のたん白質が混入しない製造工程で製造されたことについての確認検査及び⑤肉骨粉等を原料とするペットフードの製造事業場において、農林水産省が規定する条件で製造されたことについての確認検査を行っている。

平成21年度は、①～④の農林水産大臣の確認検査541件、⑤のFAMIC理事長の確認検査11件を実施した。

表4-8 大臣等確認検査数

区分 \ 年度	平成21年度
大臣確認検査(注1)	541
理事長確認検査(注2)	11

注1 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け農林水産省消費・安全局長通知）に基づくもの

注2 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）に基づくもの

(9) モニタリング検査

飼料又は飼料添加物中の抗菌性飼料添加物、有害物質、病原微生物の基準・規格適合検査等を実施している。なお、検査結果はホームページ等で公表している。

平成21年度は、表4-9のとおりモニタリング検査を実施した。

表4-9 モニタリング検査点数

区 分	年 度	平成21年度
飼料及び飼料添加物中の飼料添加物の基準・規格適合検査		292
飼料中の農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査		71, 549
飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査		347
飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定		1, 356

(10) 飼料及び飼料添加物の検査分析法の開発等

飼料及び飼料添加物の検査技術を向上させるため分析法の開発、改良を行うとともに、飼料等の分析法について、国際基準との比較検討を実施している。

平成21年度は、9課題について分析法の開発を行った。

表4-10 開発実績

区 分	年 度	平成21年度
分析法の開発の課題数		9
うち愛がん動物用飼料の課題数		2

(11) 標準製剤等の配布

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき抗生物質の常用標準品の指定を行っている。また、飼料及び飼料添加物の製造事業場における品質管理等に資するため同常用標準品を配布している。

平成21年度は、415本の標準製剤を配布した。

表4-11 標準製剤配布本数

区 分	年 度	平成21年度
標準製剤配布本数		415

5 土壌改良資材関係業務

(1) 土壌改良資材の立入検査

農林水産大臣の指示に基づき、製造工場等へ立入検査を行い、土壌改良資材の品質表示についての指導及び土壌改良資材の集取を行っている。

集取品については本部において分析・鑑定を実施し、品質表示内容の適合性を判定して、その結果について立入検査結果と併せて被検査者へ文書で講評を行っている。講評の際、必要に応じて改善について指導を行い、表示の適正化を図っている。

ア 立入検査の内容

土壌改良資材、その原料、業務に関する帳簿書類等により、製造工程の確認、正味量検査、品質表示に関する検査等を実施している。

イ 集取品の検査・講評

立入検査をした際に集取した土壌改良資材が品質基準に適合しているか、また、有機物の含有量等が表示された値どおりであるか否か等について試験を実施している。

平成21年度は、31事業場に立入検査を実施し、27点の土壌改良資材を集取し、検査の結果、18点が不合格であった。

表5 立入検査の実績

区 分	年 度	平成21年度
立入検査事業場数		31
集取点数		27
うち不合格点数（不合格率％）		18（66.7）
分析成分点数		50
現地指導件数		14

6 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務

(1) 食品表示の監視

原産地や品種、加工食品の原材料等が正しく表示されているか、各種の成分分析、DNA分析、微量元素分析、安定同位体比分析等の科学的手法を用いて、原産地判別検査や遺伝子組換えの表示対象食品の分析検査等の食品表示の真正性の検査を、毎事業年度6,000件以上実施している。

また、遺伝子組換えの表示対象食品にあっては、検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるものについては、分別生産流通管理（IPハンドリング）が適正に行われているかどうか製造業者等への調査（以下「IP調査」という。）を行っている。

さらに、消費者の関心の高い品目については、農林水産省と連携して、重点的に検査を実施している。

平成21年度は、食品表示の真正性の検査を、合計6,042件実施した（表6-1）。

検査の結果、偽装等不適正表示の可能性が認められたもの（生鮮食品64件、加工食品109件）について、農林水産省に報告した。また、軽微な不適正表示が認められたもの（加工食品175件）については、製造業者等に対して文書による是正指導を行った。

なお、平成20年度に実施した食品表示の真正性の検査において不適正な表示が認められたもののうちの2件についても指導を行った。

表6-1 食品表示の真正性の検査件数

区 分	検査件数	農林水産省報告 件数	FAMICによる 指導件数
生鮮食品	1,182	64	—
加工食品	4,860	109	175
計	6,042	173	175

主な検査結果は、以下のとおりである。

ア 食品の産地表示に関する検査

産地ごとの食品の流通状況等を勘案し、検査を行うセンター、実施時期等を調整して1,190件実施した（表6-2）。

検査の結果、不適正な産地表示の可能性が認められたもの等（生鮮食品57件、加工食品15件）について農林水産省に報告した。

イ 遺伝子組換えに係る表示が行われている食品の検査

製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して569件実施した（表6-3）。

検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるもの等160件のうち、IP調査を139件行った。IP調査の結果、不適切な管理が認められた案件はなかった。

なお、IP調査を実施しなかった21件については、調査対象となる製造業者が廃業していたため調査できなかったもの2件、分別生産管理の実施状況を確認するための現地調査の際に入手した製品の検査結果であるため改めてIP調査を実施しなかったもの7件、IP調査の実施が平成22年度になったもの12件である。

ウ 消費者の関心の高い品目に対する重点的な検査

農林水産省と協議して消費者の関心の高い品目を選定し、農林水産省と連携し、またはFAMICが独自で計4回の重点的な検査を実施した（表6-4）。

表6-2 食品の原産地表示（原料原産地表示含む）に関する検査件数（表6-1の内数）

品 目		検査件数	農林水産省報告件数 ^(注)
生鮮食品	黒大豆	17	1
	ネギ	82	0
	ショウガ	38	6
	ニンニク	42	0
	タマネギ	66	8
	ゴボウ	59	3
	カボチャ	48	0
	マグロ	300	20
	アサリ	34	17
	シジミ	40	2
加工食品	乾しいたけ	104	9
	梅漬物	29	0
	アジ・サバ加工品	187	4
	うなぎ加工品	26	0
	塩蔵わかめ	77	2
	コンブ	40	0
	米飯加工品のうなぎ	1	0
計		1,190	72

注 検査の結果、不適正な産地表示の可能性があり報告した件数。

表6-3 遺伝子組換え食品の検査結果（表6-1の内数）

品 目		確認検査件数	IP調査実施件数	不適切な管理が認められた件数
生鮮食品	大豆等	40	0	—
加工食品	大豆加工品	485	128	0
	とうもろこし加工品	44	11	0
計		569	139	0

表6-4 消費者の関心の高い品目に対する重点的な検査件数（表6-1の内数）

調査区分	調査内容	検査件数
農林水産省等と 連携して行った調査	そば加工品の表示に関する特別調査	197件
	特別栽培農産物・エコファーマー農産物の表示 特別調査	100件
FAMICが独自で 行った調査	果実飲料の表示に関する重点調査	294件
	マグロの表示に関する重点調査	300件
計 4回		

(2) 登録認定機関、認定事業者等に対する指導・監督

JAS規格制度は、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るため、農林水産大臣が制定した日本農林規格（JAS規格）に適合している製品にJASマークを表示することを認める制度である。

JAS規格の定められた農林物資が、その該当するJAS規格に適合していると判定することを「格付」といい、農林物資の製造、加工、輸入又は販売を業とする者、農林物資の生産行程、流通行程を管理又は把握する者（以下「事業者」という。）が格付を行ってJASマークを表示する仕組みは以下のとおりである。

- ① 農林物資にJASマークを表示しようとする事業者は、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに登録認定機関に認定を申請する。
- ② 申請を受けた登録認定機関は、申請者の管理体制等が認定の技術的基準に適合するかどうかについて調査し、認定を行う。
- ③ 認定を受けた事業者は、その認定に係る農林物資についてJAS規格に適合するかどうかの検査を行い、適合する場合にはJASマークを表示することができる。

ア 登録申請等に係る調査

JASマークを表示することができる事業者を認定する機関を「登録認定機関」といい、農林水産大臣の指示により、登録認定機関になるための登録及び更新申請時の調査（以下「技術上の調査」という。）を行っている。技術上の調査は、JAS法に規定されている登録の基準に合致しているかについて、国際基準（ISO/IEC17011（適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項））に準拠した手続きにより書類審査及び実地の調査を行い、その結果を農林水産大臣に報告している。

また、外国にある事業所で外国の事業者を認定する機関（登録外国認定機関）に対しても、同様に調査を行っている。（以下、登録認定機関及び登録外国認定機関を「登録認定機関等」という。）

平成21年度は、新規の登録申請7件、更新申請41件、登録内容の変更の届出307件に対応し、計355件の技術上の調査を実施した。

表6-5 技術上の調査件数

区 分	新規申請	更新申請	変更届出	計
飲食料品	0 (0)	7 (0)	35 (0)	42 (0)
林産物	0 (0)	2 (1)	28 (14)	30 (15)
畳表及び生糸	0 (0)	1 (0)	3 (0)	4 (0)
地鶏肉、有機農産物等	5 (3)	25 (1)	204 (36)	234 (40)
生産情報公表牛肉等	2 (0)	6 (0)	37 (0)	45 (0)
計	7 (3)	41 (2)	307 (50)	355 (55)

注1 平成20年度に調査の指示を受け、平成21年度に報告したものも含む。

注2 () 内は、登録外国認定機関の調査件数であり、各調査件数の内数である。

イ 定期的調査・指導監督

登録認定機関等の認定業務が適正に行われているかを確認するため、以下により毎年1回の定期的調査を行っている。また、調査の結果、軽微な問題点については、現地で指摘を行うとともに、不適正が認められた機関に対しては文書により是正を求め、是正処置内容を確認している。

- 事業所調査 : 登録認定機関等の事業所での書類調査及び聞き取り調査
- 認定業務の立会調査 : 登録認定機関等が行う事業者の認定調査や認定後に行う確認調査の現場に立会って行う調査
- JAS格付品検査 : 市販のJASマーク表示製品を科学的な方法で分析・測定し、品質、性能等がJAS規格に適合しているかを確認するための検査

平成21年度は、登録認定機関等の定期的調査を、立会調査及び格付品検査と連動して、127機関（149事業所）に対して各1回実施し、調査の結果、軽微な問題点については現地で指摘を行うとともに、不適正が認められた81機関に対しては文書による是正指導を行った（表6-6）。

表6-6 登録認定機関等の定期的調査件数

区 分	調査実施機関数【事業所調査数】		立会調査件数		JAS格付品検査件数	
		是正指導		是正指導		是正指導
飲食料品	14(0)【21(0)】	7(0)	100(0)	7(0)	197(0)	2(0)
林産物	12(9)【19(9)】	8(7)	74(7)	10(1)	110(9)	26(4)
畳表及び生糸	4(0)【4(0)】	4(0)	5(0)	1(0)	5(0)	0(0)
地鶏肉、有機農産物等	81(15)【88(15)】	54(10)	277(17)	42(0)	443(5)	18(0)
生産情報公表牛肉等	16(0)【17(0)】	8(0)	11(0)	0(0)	2(0)	0(0)
計	127(24)【149(24)】	81(17)	467(24)	60(1)	757(14)	46(4)

注1 【 】内は、調査を実施した事業所数である。

注2 ()内は、登録外国認定機関の調査件数であり、各調査件数の内数である。

注3 是正指導は、文書による是正指導を行った件数である。

ウ NOP基準に基づく認証機関に係る調査

平成20年5月に米国農務省は、我が国の有機JAS規格の認証の仕組が、米国で「有機」と表示するために必要な「米国国家有機計画の技術的基準」(NOP基準)に適合することを承認した。これを受け、農林水産省と協力して、我が国でNOP基準を運用するための体制整備を行い、NOP基準に基づく認証機関の調査を行っている。

農林水産省がNOP認定業務規則を制定して平成21年11月2日から認定申請の受付を開始したことに伴い、審査依頼のあった2件のうち1件について審査結果を農林水産省及び依頼者へ報告した。

(3) 農林物資等の立入検査等

(1)の食品表示の真正性の検査及び(2)のイの定期的調査・指導監督における調査の結果並びに食品表示110番等に寄せられた食品表示等の疑義情報に基づく事実関係の確認を行った結果、表示の偽装又は不正なJASマーク表示の疑いが生じた場合には、農林水産大臣の指示に基づき、製造業者、販売業者、輸入業者等の事業者、登録認定機関及び認定事業者に対し立入検査、又は農林水産省の要請に基づく任意調査（以下「立入検査等」という。）を実施している。

また、地方農政局等の協力要請を受けて当該機関が行う立入検査等への同行（協力調査）、農林水産省が改善指示又は指導を行った事業者等に対する改善状況の確認調査（確認調査）も実施している。

平成21年度は、任意調査を81件、協力調査を27件及び確認調査を14件実施した。

表6-7 立入検査等実施件数

区 分	立入検査等合計		食品表示関係（注）		JASマーク関係（注）	
	件数	事業所数	件数	事業所数	件数	事業所数
立入検査	0	0	0	0	0	0
任意調査	81	172	60	136	21	36
協力調査	27	37	27	37	0	0
確認調査	14	17	6	6	8	11
計	122	226	93	179	29	47

注 食品表示関係及びJASマーク関係の欄は、立入検査等合計の内数である。

(4) J A S規格及び品質表示基準の見直し等

J A S規格は、その制定等の日から5年以内に見直しが行われることになっており、規格の制定や見直しをする場合には、消費者、生産者、学識経験者等から構成される農林物資規格調査会（J A S調査会）の議決を経なければならない。また、品質表示基準についても、必要に応じて見直しを行っている。J A S調査会では、F A M I Cが行った見直し対象品目に関する調査結果を踏まえて審議・検討が行われている。

ア J A S規格及び品質表示基準の見直しに係る調査分析

見直し対象品目に関する調査の内容は次のとおりである。

- 対象品目の製造者、消費者、実需者、流通業者等、J A S規格を利用する者に対するアンケート調査及びヒアリング調査（利用実態調査）
- 対象品目の製品の品質及び表示に関する調査（品質実態調査）
- 対象品目とコーデックス規格との整合性の調査（国際規格整合性調査）

また、J A S規格等の改正が必要と判断されるときは、改正原案を作成し消費者団体への説明会を開催するとともに、その検討を行うために、有識者、消費者、対象規格に係る業界団体及び登録認定機関等の利害関係者で構成する検討委員会を設置している。

平成21年度は、見直し対象とされたJ A S規格及び品質表示基準について、次表のとおり調査分析、消費者団体説明会、検討委員会の開催等を行い、見直しに対する意見書を作成し農林水産省へ報告した。

表6-8 J A S規格及び品質表示基準の見直しに係る調査の対象品目数等

	J A S規格 品目数（規格数）			品質表示基準基準数	
		飲食料品	林産物		
見直し意見書の報告	20品目(70規格)	17(59)	3(11)	9基準	
利用実態調査	15品目(62規格)	13(56)	2(6)	7基準	
	消費者団体	10品目(38規格)	10(38)	—	7基準
	実需者	3品目(7規格)	1(1)	2(6)	—
	製造業者	15品目(62規格)	13(56)	2(6)	7基準
	流通業者	14品目(47規格)	12(41)	2(6)	—
	品質実態調査 【市販品検査件数】	10品目(56規格) 【1,093件】	8(50) 【962】	2(6) 【131】	7基準 【1,026件】
	国際規格整合性調査 【市販品検査件数】	8品目(29規格) 【464件】	8(29) 【464】	—	3基準 【444件】
消費者団体説明会 【開催回数】	16品目(62規格) 【6回】			7基準 【4回】	
検討委員会（ワーキンググループ） 【開催回数】	13品目(57規格) 【12回】			6基準 【4回】	

イ J A S規格等検査・分析手法の妥当性確認

J A S規格の見直しに当たっては、アの調査分析のほか、見直し対象規格の規格基準事項に係る測定方法の改善及び分析値の信頼性を確保するため、分析手法の妥当性確認に係る調査分析を実施している。この調査分析は、C o d e x、A O A C、I S O等国际的に認知されている分析手法についての文献調査及び関係検査機関等で利用されている新たな分析手法についてのヒアリング調査を行うとともに、試験室間共同試験による妥当性確認試験、測定方法の性能確認のための分析試験及び従来の分析手法と新たな分析手法の同等性確認試験を行っている。

また、学識経験者、規格品目に係る検査・分析の専門家等で構成する検討委員会を開催し、分析手法の妥当性確認試験の設計及び試験結果について検討・評価を行っている。

平成21年度は、調査分析及び検討委員会を次表のとおり実施した。

表6-9 検査・分析手法妥当性確認調査の結果

調査分析内容・検討委員会		品目数・分析項目数・実施回数（注）		
			飲食料品	林産物
分析手法の調査	文献調査	9品目 29項目	8品目18項目	1品目11項目
	ヒアリング調査	9品目 24回	8品目 11回	1品目13回
妥当性確認試験等	試験室間共同試験	3品目 6項目	3品目 6項目	—
	測定方法性能確認試験	1品目 1項目	—	1品目 1項目
	同等性確認試験	2品目 4項目	2品目 4項目	—
検討委員会	分析手法妥当性検討委員会	3回		

注 各検討委員会においては委員会の開催回数を、それ以外については調査品目数及び調査分析項目数（ヒアリング調査においては調査回数）を記載している。

ウ J A S規格等の改正案に係る説明会

J A S規格及び品質表示基準の改正案について、農林水産省が広く国民等から意見・情報を募集（パブリックコメント）した結果を受けて、都道府県、消費者団体、製造業者、業界団体等に対して説明会を行っている。

平成21年度は、説明会について希望を募ったところ、参加希望者がいない又は少人数であったため、説明会は実施せず、参加希望者には個別に改正内容等の説明を行った。

7 リスク管理に資するための有害物質の分析業務

食品のリスク管理を実施するためには、あらかじめどこにどのようなリスクがあるかを、科学的原則に基づいた実態調査により把握しておくことが必要である。このため、農林水産省は、有害化学物質による農林水産物や食品の汚染の実態調査（サーベイランス・モニタリング）を科学的・統一的にを行うための「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」を定めている。

サーベイランス・モニタリングを行うことで、汚染物質の濃度や範囲が明らかになるとともに、食品消費データと組み合わせることで人が実際にどれだけ食品から有害化学物質を摂取しているのかを推定することも可能となる。

FAMICでは、国が行う食品等のリスク管理に必要不可欠な農産物や飼料中の残留農薬、かび毒などの微量有害物質のモニタリングのための分析検査を行い、その結果を農林水産省に報告している。

平成21年度は、農産物1,862検体、飼料2,429検体、合計4,291検体について実態調査を実施し、その結果を農林水産省に報告した。

表7 リスク管理に資するための有害物質の実態調査検体数

分析対象	分析項目	検体数
農産物	残留農薬	1,422
	かび毒（デオキシニバレノール（DON）、ニバレノール及びゼアラレノン）	440
	計	1,862
飼料（注）	かび毒（オクラトキシンA、アフラトキシン類、ゼアラレノン及びDON）	1,178
	有害金属（カドミウム、総ヒ素、水銀及び鉛）	641
	残留農薬	580
	ダイオキシン類	30
	計	2,429
合 計		4,291

注 本表は、表4-9（25ページ）のうちの飼料中の有害物質の基準適合検査について、分析項目別に分析検体数を記載したものである。

8 国際関係業務

国際標準化機構（ISO）の国内審議団体として活動するとともに、農林水産省と連携し、食品等に関する国際規格、農薬登録制度に関する国際調和や農薬の国際残留基準設定のための技術的な支援等を行っている。

また、開発途上国からの技術協力要請に対し、技術専門家として職員の派遣、研修生の受入、情報提供などに対応している。

平成21年5月に、これまでの家畜飼料に係る検査実績と高い分析能力が認められ、国際獣疫事務局（OIE）から「飼料の安全と分析分野」で世界で唯一のコラボレーティング・センターに指定された。

(1) ISOの国内審議団体としての活動

ISO/TC34（国際標準化機構／食品専門委員会）、TC89/SC3（木質パネル専門委員会／合板分科委員会）及びTC218（木材専門委員会）では、食品、飼料等、林産物等の分析法や安全性・品質管理等に関する規格の検討が行われるが、これらが国際規格として発行された場合、我が国の農林水産業・食品産業等に大きな影響を与える。これらの国際規格の作成に当たっては、投票による決議がなされることから、我が国も投票権のあるPメンバーの地位で参加するとともに、FAMICは国内審議団体として活動している。

平成21年度は、食品安全マネジメントシステムに係る規格を一元的に維持・管理するためにISO/TC34/WG8、WG9、JWG11の3つのWGの機能を移行し、TC34にSC17（食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会）が設置されたことから、既に国内審議団体事務局を設置しているISO/TC34、SC10（動物用飼料分科委員会）、SC12（官能分析分科委員会）、SC16（分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会）、TC89/SC3及びTC218に加えて、SC17の事務局を設置した。

また、各専門委員会、分科委員会等において検討されている案件について、情報収集・整理及び国内関係者への情報提供等を行い、外部有識者等からなる委員会を6回開催して国内意見を集約するとともに、国際会議に6回参加し、ISO提案規格への国内意見の反映に努めた。

表8-1 国際会議への役職員派遣回数及び国内委員会開催回数

審議団体	TC34	TC34 /SC10	TC34 /SC12	TC34 /SC16	TC34 /SC17	TC89 /SC3	TC218	TC165 (注2)	計
国際会議（派遣回数）	1(1)	0	0	1(7)	1(2)	1(1)	1(1)	1(0)	6回(12名)
国内委員会（開催回数）	1	0	0	2	1	1	1	0	6回

注1 国際会議欄の（ ）内は、派遣した役職員数である。（なお、この他に職員以外に専門家を派遣している場合もある。）

注2 ISOでは、他の専門委員会の標準化領域とオーバーラップしている部分がある規格案について、整合的かつ重複せずに円滑に作業を進めるために、「リエゾン（liaison、連携役）」と呼ばれる委員を相互の委員会に派遣し、連携を図っている。ISO/TC165（木質構造専門委員会）はFAMICで国内審議団体事務局を設置していないが、TC89/SC3及びTC218とリエゾン関係にあるため、国際会議へ平成21年度は専門家を派遣した。

(2) 農薬の登録制度の国際調和、国際残留基準の設定への対応

農薬の登録制度に関する国際調和や、国際残留基準の設定などのために、経済協力開発機構（OECD）、FAO/WHO合同国際食品規格委員会（Codex委員会）等の国際会議に参加している。

平成21年度は、国際会議に1回参加した。

表8-2 農薬登録制度等に係る国際会議への参加実績

出席会議	開催国	出張期間	出張者
第23回OECD-GLP作業部会	フランス共和国	H21. 5.12～ 5.14	1名

(3) 農林物資の品質等に関する国際食品規格（Codex）への対応

WTO・TBT協定（世界貿易機関・貿易の技術的障害に関する協定）により、WTO加盟国は食品の国内規格を策定する際は基本的にコーデックス規格への準拠が義務付けられており、コーデックス規格が策定されると、我が国の食品規格・制度に与える影響が大きい。このため、コーデックスの分析・サンプリング法部会及びアジア地域調整部会において、国際規格に我が国の農林水産業・食品産業の実態等を反映させるため、政府出席者に対し技術的な助言を行っている。

また、農林水産省及び厚生労働省が主催する「コーデックス連絡協議会」及び財団法人食品産業センターが主催する「コーデックス対策委員会」に参加し、コーデックス委員会総会及び各部会等における食品規格の検討状況についての情報収集も行っている。

さらに、コーデックスに提案されている国際規格案について、当該規格案の品質要件及び分析法を検討するための国内流通品の調査分析を行っている。

平成21年度は、コーデックス関連の国内会議に8回出席した。

表8-3 コーデックスへの対応実績

	実績
国内会議 (出席回数)	8回
国際規格案の検討のための分析法の比較試験 非発酵大豆製品 (Non-Fermented soybean products: 豆腐、油揚げ等に相当)	AOAC法と国内分析法比較

(4) 国際協力

農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの要請を受け、開発途上国等からの技術支援要請に対応するための専門家として役職員の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れ等を行っている。

平成21年度は、専門家として役職員を8回派遣するとともに、海外からの研修員の受入研修を8回実施した。

表8-4 国際協力業務に関する実績

	実績
専門家の派遣 (派遣回数)	8回 (8名)
外国人受入研修 (実施回数)	8回 (53名/延べ17カ国)

(5) O I E コラボレーティング・センターとしての飼料安全に関する情報収集・発信

F A M I C が平成 2 1 年 5 月に動物衛生及び人獣共通感染症等に関する国際機関である国際獣疫事務局 (O I E) からコラボレーティング・センターに指定されたことを受け、飼料に含まれる有害物質に関する国内外の情報を収集・整理し、提供する等の活動を行った。

表8-5 O I E 関連会議への参加実績

出席会議	開催国	実績
疫学アドホック・グループ会合	フランス	4回
動物及び畜産物の輸入リスクアナリシスに関するアドホック・グループ会合	フランス	1回

注 上記の実績は表 8 - 4 国際協力業務に関する実績の内数である。また、O I E コラボレーティング・センターに指定される前に参加した会議も含まれる。

9 カルタヘナ担保法関係業務

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第2項の農林水産大臣の指示があったときは、同条第1項の規定に基づき、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告することとなっている。

また、農林水産大臣から同法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の依頼があった場合は、適切に実施することとなっている。

平成21年度においては、農林水産大臣からの同法第32条第2項の規定に基づく指示及び第31条第1項の規定に基づく検査の依頼はなかった。

10 依頼検査

都道府県や事業者等からの依頼を受けて、肥料、飼料等、土壌改良資材、農林物資（食品、林産物）の品質の検査を有料で行っている。

平成21年度は、飼料及び飼料添加物について検査依頼があり、提出された試料79点の検査を実施した。

表10-1 依頼検査の検査試料数

	検査試料	検査試料点数	成分点数
提出試料の検査	肥料	0	0
	飼料及び飼料添加物	36	79
	土壌改良資材	0	0
	農林物資（食品等）	0	0
	計	36	79

11 食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組

各分野の検査等業務に関する知見やノウハウの結集、検査等職員や分析機器の機動的かつ重点的な投入など、統合メリットを最大限活用し、食の安全と消費者の信頼の確保に資するための取組を実施している。

(1) プロジェクトチームの設置

食の安全と消費者の食に対する信頼を確保する観点から、①検査・分析能力の向上、②情報提供能力の強化、③生産資材由来のリスクの低減、④食品表示等の信頼性の向上等の分野を対象に、毎事業年度2課題以上について、FAMICが有する知見やノウハウを結集し、改善・解決を図ることとしている。このため、専門技術的知見を有する職員で構成するプロジェクトチームを設置し、調査分析等を効率的かつ効果的に実施している。

平成21年度は、プロジェクトチームを4チーム設置した。

表11 プロジェクトチーム設置実績

プロジェクトチーム名	取組の内容
有機資材適合性判定スキームの検討	有機農産物のJAS規格に適合しない農業生産資材が「有機農産物に使用できる」として流通し、これらを使用した生産者がJAS法違反に問われる事態が生じていることから、有機資材としての確かどうかを判断し、個別の問い合わせに対応する仕組みの構築の可能性を探るため、規格検査部門及び肥飼料検査部門によるプロジェクトチームを設置し、想定しうるスキームの検討、現地調査等を行い、課題を明らかにした。
検査分析能力向上のための研修・制度管理等のあり方の検討	FAMICの検査・分析能力の向上を目的として、各分析試験業務の管理の仕組みを平準化し、効果的な制度管理や体系的な人材育成に係る研修のあり方等を検討するため、分析試験業務を所管する各部門によるプロジェクトチームを設置し、各部門における分析試験業務の管理や研修の実施状況を調査・比較検証して、今後の検査分析能力の向上方策等について検討した。
前作に使用された農薬の作物残留分析等	平成19年度、20年度に引き続き、前作に使用した農薬の残留によるリスク低減に資するためさらにデータを蓄積すること、また、農薬残留基準の国際調和を一層推進することを目的として、食品検査部門及び農薬検査部門によるプロジェクトチームを設置し、農薬検査部門が有する土壌半減期の長い農薬等に関する知見を活用して分析対象農薬を選定するとともに、前作農薬の残留状況に加えて果実の部位別の残留状況について、両部門の連携のもと効率的かつ効果的な検査分析を実施した。
OIEコラボレーティング・センターとしての飼料安全に関する情報収集・発信	平成21年5月にFAMICが、「飼料の安全と分析分野」で世界で唯一のOIEコラボレーティング・センターに指定されたことを受け、専門分野に係る国内外の関連情報を収集・整理し発信する国際的な任務を果たしていくため、肥飼料検査部門及び国際関係部門によるプロジェクトチームを設置し、収集情報を整理して、ホームページに掲載したほか、飼料に含まれるハザードに関する情報を発信するための準備作業を進めた。

(2) 緊急時の対応

食品等について、品質又は表示が適正でないものが販売され、又は販売されるおそれがあり、これを放置しては消費者の利益を著しく害すると認められる場合において、消費者の利益を保護するため、必要な調査、分析又は検査を実施するよう農林水産大臣から緊急の要請があったときは、FAMICの総力を挙げて検査を迅速かつ効果的に実施し、被害のまん延防止及び原因の特定に努めることとしている。

平成21年度は、緊急の対応について農林水産大臣の要請はなかった。

12 情報提供業務

食品及び農薬・肥料・飼料等の農業生産資材の品質や安全性、表示等に関する情報、科学的知見、各種制度や検査結果など、生産者、事業者、消費者の関心の高い情報を、分かりやすく一元的に提供している。

(1) ホームページ、メールマガジン、広報誌

ホームページでは、食の安全と消費者の信頼確保に資する観点から、FAMICが行う業務内容・公表事項、食品や農業生産資材に関する情報などを、科学的な視点で分かりやすく解説し、タイムリーに提供している。また、インターネットを通じた消費者等の意見交換の場として「電子フォーラム」を開催している。

メールマガジンでは、行政機関等の記者発表資料、行事や研修会等の開催案内、その時々々の食の安全に関わる話題などの情報を掲載し、月3回以上配信している。

また、広報誌として「新・大きな目小さな目」を年6回発行している。

平成21年度は、各種媒体を用いた情報提供を表12-1のとおり実施した。

表12-1 各種媒体による情報提供の実績

媒体	主な掲載情報	実績
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料、飼料等の申請等の案内 ・肥料、土壌改良資材、飼料等の検査結果等 ・農薬登録情報 ・食品表示、JAS規格に関する情報 ・検査・分析技術の情報 	更新回数 241回 アクセス回数 645,602回
	<ul style="list-style-type: none"> ・電子フォーラム 	開催回数 3回
メールマガジン	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等の記者発表資料 ・行事や研修会等の開催案内 ・その時々々の話題 	配信回数 48回 延べ配信数 249,270通
広報誌	<ul style="list-style-type: none"> ・生産資材や食品に関する科学的な知識やFAMICの関係業務の情報 ・食のQ&A、表示のQ&A ・行政情報 	発行回数 6回 発行部数 39,000部 (毎回 6,500部)

(2) 相談業務

事業者、消費者等から寄せられる、食品や農業生産資材の表示や品質管理等に関する相談に対応するとともに、食品表示110番を設置して、食品表示に関する疑義情報の提供に対応している。また、社団法人日本食品衛生協会と連携して、食品表示に関する一元的相談窓口を全国6か所（うちFAMICでは3か所）に設置している。

なお、消費者庁の設置に伴い、食品表示に関する一元的な相談は消費者庁食品表示課が受け付けることとなったことから、FAMICの窓口は平成22年3月31日をもって終了した。

平成21年度は、事業者からの相談19,766件、消費者からの相談2,149件に対応した。

表12-2 事業者及び消費者からの相談受付件数

区 分	対応内容	相談受付件数
企業相談	製造事業者からの食品や肥飼料等の品質管理、表示、その他技術的な相談に対応	19,766件
一元的相談窓口	JAS法、食品衛生法に基づく食品表示に対する問い合わせに対し、一元的に対応	1,588件 ^(注)
消費者相談	消費者からの食品等の品質や表示に関する相談に対応	2,149件
食品表示110番	食品の表示に関する疑義情報の提供に対応	381件

注 食品衛生法に係る相談受付件数を除く。

(3) 講習会・研修会

消費者、地方公共団体、事業者等を対象に、食品や生産資材の安全性・品質・表示等に関するテーマで、FAMICが有する専門的知識を活用した講習会を開催するほか、地方公共団体や事業者団体等が主催する各種講習会への講師派遣を行っている。

平成21年度は、講習会・研修会を計48回開催した(表12-3)。

また、地方公共団体等が主催する講習会へ17回、事業者等が主催する講習会へ189回、それぞれ主催者の要請・依頼を受けて講師として役職員を派遣した(表12-4)。

表12-3 FAMICが主催する講習会開催実績

講習会等の名称	対象者	内容	実施回数	参加人数
食品品質等知見活用講習会	消費者、地方公共団体職員、事業者等	JAS規格等の食品等の品質等について正しい理解を促すための講習	10回	606名
食品等リスク等情報共有化講習会	消費者、地方公共団体職員、事業者等	食品等のリスク等の意見交換等により情報の共有化を図ることを目的とした講習	6回	422名
地方公共団体職員等研修	地方公共団体職員等	農林水産省における消費者行政、食品等の一般知識、食品等の検査分析技術等に関する研修	7回	183名
技術講習会	事業者等	農林物資の品質管理及び検査分析技術並びに品質に関する表示に関する講習	9回	549名
飼料製造管理者資格取得講習会	飼料等製造業者	飼料及び飼料添加物の製造管理、関係法令等に関する講習	1回	108名
飼料抗菌剤GMP研修会	飼料等製造業者	飼料及び飼料添加物の製造管理、関係法令等に関する研修	6回	211名
飼料有害物質混入防止研修会	飼料等製造業者	飼料及び飼料添加物の製造管理、関係法令等に関する研修	7回	566名
肥料分析実務者研修	地方公共団体職員	行政職員として肥料の分析技術を取得するための講習	2回	13名
計 48回 (参加人数 2,658名)				

表12-4 地方公共団体、事業者団体等が主催する各種講習会への講師派遣実績

区分	派遣回数
地方公共団体から要請を受けた講師の派遣	17回
事業者等から依頼を受けた講師の派遣	189回

13 調査研究業務

肥料・飼料、農薬等の安全性や食品表示の真正性についての検査をはじめ、各種検査・分析業務を効率的かつ効果的に行っていくためには、新しい検査・分析技術の導入、開発・改良、実用化の促進が不可欠である。このため、各分野の技術や知見を結集するとともに、研究機関や大学等と連携して、新たな技術の実用化や開発・改良のための調査研究に取り組んでいる。

平成21年度は、肥料について2課題、農薬について4課題、飼料等について5課題、食品等について25課題、合計36課題の調査研究を実施した(表13-1)。

その他、肥料分析法及び飼料分析基準等の開発及び改良のための調査研究を、肥料について3課題(6成分)、飼料等について9課題(10成分)実施した(表13-2)。

表13-1 調査研究課題名及び研究結果概要

	課題名	概要
肥料	汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積及び作物への吸収試験	汚泥肥料の連用によるカドミウムの土壌への蓄積、農作物への吸収試験として、ニンジン及びホウレンソウを用いて試験を実施した。(平成22年度継続)
	カドミウムの土壌中における形態の変化に関する調査	汚泥肥料に由来するカドミウムの土壌中における形態の変化に関する調査として、汚泥肥料を施用した土壌中の有機結合態カドミウム等の定量法を検討した。(平成22年度継続)
農薬	ウキクサ生長阻害試験の我が国への導入の可否の検討	水産植物への影響試験法として作成されたOECDテストガイドライン221号(ウキクサ生長阻害試験)について、その導入の可否について検証するため、ウキクサの種類の判別方法を確認するとともに、温度、照度、培養密度等が生長に与える影響を検討し、試験に適した培養条件を決定した。引き続き決定した培養条件において、OECDで推奨されている基準物質を用いて、6種類のウキクサについて生長阻害試験を実施し、試験実施上の問題点、再現性等について調査を行った。(平成22年度継続)
	作物残留性の外挿に係る検討	わが国の実情に適した作物残留性の外挿法等を検討するため、引き続き作物のグループ化に関する欧米の状況を調査するとともに、類似作物の作物残留性試験等の調査を行った。(平成22年度継続)
	土壌を経由した後作物への農薬残留に関する調査研究	土壌中の農薬濃度と後作物における残留濃度の関係等について検討するため、後作物への残留性に関する知見を収集するとともに、育苗箱に使用した農薬の灌水による溶出を踏まえた後作物への作物残留性試験及び畑地で使用される数種類の農薬について、土壌中の濃度と作物残留性の関係を解明するための試験等の調査を行った。(平成22年度継続)
	フーリエ変換赤外分光光度計(FT-IR)を用いた製剤分析方法の確立	53種類の製剤及び補助成分68点について、全反射測定法(ATR法)によりFT-IRで測定を行い、製剤の判別法について調査を行った。(平成22年度継続)
飼料等	粗飼料のカビ毒汚染メカニズムの解明及び汚染低減化技術の開発	農林水産省委託プロジェクト研究「粗飼料のカビ毒汚染メカニズムの解明及び汚染低減化技術の開発」の一環として、圃場における耕起法の違いによる残渣量の程度とデオキシニパレノール及びゼアラレノンの汚染濃度の測定によるカビ毒の汚染リスクの調査を実施し動物衛生研究所へ結果を報告した。(平成22年度継続)
	動物由来たん白質の検出法(エライザ法)の開発[共同研究]	森永生科学研究所との共同研究を実施し、動物由来たん白質検出のためのELISAキットの開発に関する検討を行った。(平成22年度継続)

	課題名	概要
飼料等	動物由来材料のPCR法を用いた検出法の開発	PCRによる動物由来DNAの検出において、擬陽性及び陽性を示すPCR増幅産物の確認のためのRELP法の開発を行った。(平成22年度継続)
	麦類等のカビ毒汚染実態調査	厚生労働省の「食品の安心・安全確保推進研究事業(食品のカビ毒汚染実態に関する研究)」に参画して、国立医薬品食品衛生研究所と協力し、コーンフレーク20点、雑穀米12点、米10点のフモニシンを分析し厚生労働省へ結果を報告した。(平成22年度継続)
	未承認遺伝子組換えアマの1%定量分析法(暫定法)の開発	農林水産省からの要請により、未承認遺伝子組換えアマについて、国立医薬品食品衛生研究所と連携し、1%定量分析法(暫定法)を開発し、迅速かつ的確に分析を実施した。(平成21年度終了)
食品等	無機分析によるサトイモの原産国判別法の開発 〔共同研究〕	サトイモの原産国判別マニュアル案を作成し、5試験室による共同試験を実施して精度・真度の確認及び未知試料の産地の推定試験を行った。その結果、精度の指標となる室間再現相対標準偏差と予測値との比(HorRat値)、真度の指標となる添加回収率ともそれぞれ許容範囲内に収まっており、分析法及び判別法の妥当性が確認された。また、未知試料について無機成分分析値を用いた産地判別を行ったところ、正解率は100%であった。(平成21年度終了)
	無機分析によるレンコンの原産国判別法の開発	レンコンについて、元素分析による原産国判別が可能かどうか検討した。レンコンは節により、また同一節内でも部位により含有する元素の量が大きく異なることや、水煮に加工すると不規則な濃度変化が見られることから、判別が困難であることがわかった。(平成21年度終了)
	無機分析による生シイタケの原産国判別法の開発	生シイタケの元素組成から、栽培方法、原産国を判別する技術を開発するため、乾燥粉碎法を検討し、21元素を測定する分析法の精度、真度を確認した。また、試料収集を開始し、各栽培試料5件ずつを測定し、主成分分析を行った結果、各栽培品ごとに群を形成する傾向が認められ、各栽培品を分類できる可能性が示唆された。(平成22年度継続)
	X線を利用した照射食品検知法の妥当性確認 〔共同研究〕	X線を用いた熱ルミネッセンスによる照射食品検知法の妥当性確認のため試験室間共同試験を6試験室で行い、妥当性を確認した。照射判定の正解率は、試験総数が1材料当たり24回(6ラボ×4反復)と少ないが、陰性試料、陽性試料とも100%であった。また、日本食品衛生学会において口頭発表を行った。(平成22年度継続)
	分析法開発および品質管理における評価手法の検討 ＜微量元素分析による生鮮野菜の産地判別法の精度の評価＞	元素分析技術開発の統一化・効率化や信頼性の更なる向上のため、外部機関により定められた基準、また、FAMICでこれまで開発された産地判別に関する分析技術を参考に、当該技術の開発に係る精度管理基準(検量線直線性、検出・定量限界、精度、真度、操作ブランク値)を策定した。(平成21年度終了)
	畜産物の食品表示のための科学的分析法の妥当性確認 〔共同研究〕	国産牛と豪州産牛の判別法については、神戸大学が開発した判別法の試験条件を変更した判別法の試験指示書を作成し、15試験室による試験室間共同試験を行ったところ、妥当性が確認された。また国産牛と米国产牛の判別法については、同じく試験条件を変更してこれらの有効性を検討し、試験条件の設定が終了した。(平成22年度継続)
	DNA分析を使用した牛肉の雌雄判別法の検討 〔共同研究〕	平成20年度に開発した判別法の試験指示書を作成し、4試験室による事前運用試験を行ったところ、開発した判別法に問題がないことを確認し、検査・分析マニュアルを制定した。(平成21年度終了)
	無機分析による貝類の原産国判別法の開発〔共同研究〕	国産と外国産(韓国、中国、北朝鮮)のアサリの元素分析を行い、約95%の確率で正しく判別できるモデルを作成し、3試験室による事前運用試験を行ったところ、判別法に問題がないことを確認し、検査・分析マニュアルを制定した。また、日本水産学会において口頭発表を行った。シジミは、各産地合計119サンプルについて分析を行った。(平成22年度継続)

	課題名	概要
食 品 等	魚介類の名称ガイドライン記載種を中心としたDNA解析及び種判別法の検討<国産マダコとアフリカ産マダコの判別法の検討>〔共同研究〕	国産マダコとアフリカ産マダコの判別法の試験指示書を作成し、3試験室で各10試料のブラインド試料を用いて事前運用試験を行った。その結果、すべての試験室で判別が可能であったため、開発した判別法に問題がないことを確認し、検査・分析マニュアル（暫定版）を制定した。（平成21年度終了）
	塩基配列決定法による魚種推定の検討〔共同研究〕	ミトコンドリアDNAチトクロームb遺伝子の部分配列を決定する分析法について、魚類112種で分析が可能であることを確認し、その分析法を作業手順書（案）として取りまとめた。（平成22年度継続）
	全自動電気泳動装置を用いた分析の導入検討	サケ科魚類及びマダコ属魚類合計54試料を用い、従来の電気泳動と比較を行ったところ、従来法に比べて分離能が高く、短い塩基長の断片の検出が可能であることが明らかになったため、当該機器が使用できるように全自動電気泳動装置用の判定基準を作成した。（平成21年度終了）
	無機分析によるいりさや落花生の原産国判別法の開発〔共同研究〕	いりさや落花生の元素組成から、原産国を判別する技術を開発するため、国産落花生63件及び中国産落花生26件を収集し、うち国産落花生17件及び中国産落花生13件について25元素の分析を行った結果、Ba, Fe, Mn, Sr, Ni, Rb, Mo及びCsの9元素でMg濃度比に有意な差が見られ、産地判別の可能性が示唆された。（平成22年度継続）
	超高感度エネルギー分散型蛍光X線分析装置を用いた乾しいたけの産地判別のマニュアル化の検討	乾しいたけの原産地の違いを正分類率95%で判別する判別関数を構築し、ファンダメンタルパラメータ法を用いた超高感度エネルギー分散型蛍光X線分析装置の乾しいたけの判別マニュアルの作成が可能となった。（平成22年度継続）
	安定同位体比による果実飲料中の異性化液糖の検出（対象品目の拡張）	グレープフルーツ、うんしゅうみかん及びももについて、複数の産地の果実を収集し、この搾汁中の糖分の炭素安定同位体比をCEN ENV 12140の方法に準じて測定した。測定結果について統計解析を行い、判別のための基準を設定した。果実飲料の検査対象品目を拡張することが可能となった。（平成21年度終了）
	近赤外分光法によるそば粉と小麦粉の混合割合の推定法の検討〔共同研究〕	市販品「干しソバ」のそば粉と小麦粉の混合割合を、細棒状サンプル状態で近赤外スペクトルを測定する手法を用いて推定する方法を検討した。副産物を含む及び含まない「干しソバ」の検量線モデルを解析した結果、予測標準誤差（SEP）が7.2であり、検量線の適合度を示す検量線評価用試料の対象成分値の標準偏差のSEPに対する比率（RPD値）が3.3であることから、スクリーニングとして利用ができることがわかった。（平成22年度継続）
	無機分析によるニホンウナギ加工品の原料原産地判別法の妥当性確認	平成20年度に判別モデルを構築したことから3試験室による事前運用試験を実施したところ、分析法に問題がないことを確認し、検査・分析マニュアルを制定した。また、日本水産学会誌に論文発表を行った。（平成22年度継続）
	無機分析による湯通し塩蔵わかめの原料原産地判別法の再検討	平成20年度に構築した判別モデルを新たに入手した試料を用いて検証したところ、新たなサンプルにも適用できることを確認した。また、事前運用試験において分析法に問題がないことを確認し、検査・分析マニュアルを作成し併せて日本水産学会において口頭発表を行った。（平成21年度終了）
	うなぎ加工品の原料魚種判別法の開発〔共同研究〕	うなぎ加工品の原料魚種判別法の試験指示書を作成し、3試験室で各8点のブラインド試料を用い、事前運用試験を行ったところ、すべての試験室で判別可能であったため、開発した判別法に問題がないことを確認し、検査・分析マニュアル（暫定版）を制定した。さらに、共同研究機関との協議・修正を行い、検査・分析マニュアルを制定し、ホームページにおいて公開した。（平成21年度終了）

	課題名	概要
食 品 等	加工食品の原料魚種判別 ～練り製品の原料魚種～ 〔共同研究〕	イトヨリダイ特異的プライマー、魚類DNA検出プライマーを設計し、イトヨリダイ属3種を含む48魚種について確認を行った。イトヨリダイは20種程度存在しているが入手できているのは3種のみであり、市販品の分析結果からその他のイトヨリダイが使われた場合、特異的プライマーを用いても検出できるか不明なため、本分析法が直ちに市販品調査に適用できないことが判明した。(平成21年度終了)
	農作物からの遺伝子組換え 体の定性分析技術の確立 ＜GMトウモロコシの定性分 析法＞	GMトウモロコシ定性分析法について、15試験室による試験室間共同試験を実施し、定性方法の各種精度指標を算出したところ、検知下限はMON810, P35S, Bt11で0.2%、GA21で0.1%であることが明らかとなり、本分析法の妥当性が確認された。(平成21年度終了)
	農作物からの遺伝子組換え 体の定量分析技術の確立 ＜GMトウモロコシMIR604系 統の定量分析法＞	GMトウモロコシMIR604系統の定量分析法について試験室間共同試験を実施するため、試験室間共同試験用の実験手順書を作成した。また、試験室間共同試験用ブラインド試料作製のため、純度検定(コンタミチェック、F1判定)に合格したnon-GM種子、及びMIR604種子粉碎物を必要量確保した。(平成22年度継続)
	農作物からの遺伝子組換え 体の定性技術 ＜表示対象 トウモロコシ加工食品から のDNA抽出法の検討＞	2種の抽出法で市販の表示対象トウモロコシ加工食品25商品からDNAを抽出し、トウモロコシ内在性遺伝子SSIIbについてPCRを実施し、電気泳動でSSIIbの増幅に差があるか比較した。その結果、2種の抽出法の間で、PCRの結果にほとんど差は見られなかった。(平成21年度終了)
	農産物からの遺伝子組換え 体の検知技術の開発 ＜新 規承認遺伝子組換え農産物 の検知技術＞	試験室間共同試験を実施するにはあらかじめ定量下限を見積もる必要があるためMIR604の定量下限確認試験を行った。その結果、0.2%試料では20コピー(検量線の下限)を下回る試料があったが、0.3%試料では全試料で20コピーを上回り、試験室間共同試験用試料の最低濃度は0.3%程度が適当であることが明らかとなった。(平成21年度終了)
	パパイヤ加工品中のDNAの 検出(農林水産省からの依 頼)	パパイヤ加工品からDNAを抽出し、PCRを実施してパパイヤ内在性遺伝子Papainの検出可能性を検討するため、パパイヤ加工品20点及び消費者庁経由でハワイ産パパイヤピューレを入手して調査した。その結果、一部パパイヤ加工品では、内在性遺伝子の増幅が認められたが、ほとんどのものはDNAの抽出自体が困難で内在性遺伝子の検知も難しいと考えられた。これらの結果を取りまとめて農林水産省に報告書を提出した。(平成21年度終了)
	黒糖と加工黒糖の判別可能 性の確認(農林水産省から の依頼)	黒糖及び加工黒糖の還元糖、灰分、有機酸、抗酸化活性、しょ糖及び元素組成を測定し、これらの結果を用いて統計処理を行い線形判別分析法に基づく判別関数を構築した。これらの結果を取りまとめて農林水産省に報告書を提出した。(平成21年度終了)
計 36 課題		

表13-2 肥料分析法・飼料分析基準等の開発及び改良

研究対象	課題名等	終了・継続の別(注)
肥料	焼成汚泥肥料中のカドミウム、鉛、ニッケル及びクロムの分析法の改良	終了
	燃焼法による無機質肥料の窒素全量の定量法の改良	終了
	汚泥肥料施用土壌におけるカドミウム抽出法の検討	継続
	計 3 課題 (6 成分)	
飼料等	飼料中のイソフェンホスオキシソンのガスクロマトグラフ質量分析計による定量法の開発	終了
	飼料中のエテホンのガスクロマトグラフによる定量法の開発	終了
	飼料中のスピノサドの液体クロマトグラフ質量分析計による定量法の開発	終了
	飼料中のクリスタルバイオレット及びメチレンブルーの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による同時定量法の開発	終了
	鶏用配合飼料中のアピラマイシンの微生物学的定量法の改良	終了
	飼料中のジウロンの液体クロマトグラフ質量分析計による定量法の開発	終了
	飼料中のサルモネラ検査における選択増菌培地による検出法の改良	終了
	愛がん動物用飼料(ウェット製品)中の水分の測定法の検討	継続
	愛がん動物用飼料中のメタミドホスの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による定量法の開発	終了
	計 9 課題 (10 成分)	

注 「終了・継続の別」の欄には、平成21年度内に終了した分析法の開発等については「終了」、平成22年度以降にも分析法の開発等を継続する課題については「継続」と記入している。

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター企画調整部企画調整課

〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎検査棟

TEL 050-3797-1826 (ダイヤル)

FAX 048-600-2377

ホームページ <http://www.famic.go.jp/>